

平成 15 年度第 4 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 16 年 2 月 27 日(金)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 16 年 2 月 27 日(金) 14:00 ~ 16:00
2. 場 所 兵庫県民会館(神戸市中央区)
3. 議事要旨

第 1 号議案：神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

【議案の説明】

1 基本的事項

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市の発展の動向、人口や産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、長期的視点に立った都市の将来像とその実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示すものである。

(1) 基本的役割

兵庫県では、21 世紀における地域の将来像を、地域ビジョンとして策定しており、神戸地域についても、平成 13 年 2 月に「神戸地域ビジョン～21 世紀への夢提案～」をまとめた。このビジョンの実現を図るため、平成 14 年 3 月に住民の「参画と協働」のもとに、具体的な取り組みについて地域ビジョン推進プログラムを策定した。

また、神戸市においては、平成 5 年に「新・神戸市基本構想」が策定され、震災後はその復興に向けて平成 7 年 6 月に「神戸市復興計画」が策定された。これを踏まえ、21 世紀のまちづくりの指針となる「第 4 次神戸市基本計画」が平成 7 年 10 月に策定された。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、これらの計画を実現するために、今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

(2) 策定区域

神戸市の全域を対象とする。

(3) 目標年次

国勢調査が行われた平成 12 年（2000 年）を基準として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、目標年次を平成 22 年（2010 年）とし、おおむね 10 年以内の都市計画の整備目標を定めるものとする。

2 課題と目標

(1) 背景と経緯

ア 自然的成り立ち

本区域は六甲山系によって南北に二分され、大阪湾に面した南側は、東西に細長い山麓台地と中小河川によってつくられた扇状地群で構成され、神戸の既成市街地が形成されている。

一方、六甲山系の北側は地形的な特徴が東西で異なっており、西神地域はゆるやかな丘陵と、その間を流れる明石川水系沿いの段丘と平野部から成り立っている。

また、北神地域は丘陵地が波状に展開し、山地の様相を呈し、六甲山系の北側に位置する帝釈・丹生山系により南側の鈴蘭台・山田地区と北側の六甲北地区に二分される。

水系は六甲山系によって大きく四つに分かれている。南の大阪湾に注ぐ表六甲河川群、西の播磨灘に注ぐ明石川水系と加古川水系、及び六甲山系北側から大阪湾に注ぐ武庫川水系である。海岸線の総延長は約 30km に達し、生産・流通などの港湾機能、須磨海岸をはじめとするレクリエーション、漁業活動の場として活用されている。

このように本区域は六甲の山々、穏やかな瀬戸内海、起伏ある変化に富んだ地形、温暖な気候という世界でも類のない豊かな自然条件に恵まれた都市である。

イ 歴史的成り立ち

瀬戸内海に面している神戸は古くから「みなと」とともに発展してきた。奈良時代には「大輪田泊」と呼ばれた現在の兵庫の港が玄関口となり、平安時代末期には日宋貿易の拠点として栄え、室町時代に移ると「兵庫津」として日明貿易の開始とともに再びにぎわった。江戸時代になると、鎖国政策のため外国貿易は途絶えたが、天下の台所大阪の外港としての地位を復活させ、海上輸送の要衝を担うこととなった。

やがて慶応 3 年（1868 年）には兵庫津に隣接する神戸港が開港され、外国人居留地が設けられると西洋との窓口として発展した。

当時 2 万人であった人口も、明治 22 年（1889 年）の市制の施行時には 13 万人となり、さらに数次におよぶ周辺町村との合併を経て、昭和 16 年（1941 年）には灘区から垂水区までの市域に 100 万人を擁する都市となった。その後、戦災により人口も 38 万人に減少したが、戦後の都市づくりとともに増加してきた。

ウ 人口の動向

本区域の人口は平成 12 年（2000 年）の国勢調査によると、149 万 3 千人であり、県全体の人口の約 27%を占めている。

明治以降では、第 2 次世界大戦後の一時期を除き増加が続いていた。平成 7 年の阪神・淡路大震災の影響を受けて一時減少したが、その後は再び増加しており、平成 14 年末で約 151 万人となっている。

エ 産業の動向

平成 12 年の神戸地域の就業構造は、第 3 次産業が 75%を占めており、県全体の 67%と比較して高いことが特徴であり、サービス業等を中心とした都市型の就業構造となっている。

平成 7 年と比較すると、第 1 次産業の割合は 1.0%から 0.8%に、第 2 次産業の割合は 27.4%から 24.2%に微減している一方で、第 3 次産業の割合は 71.7%から 75.0%へと比率を高めており、都市型の傾向が顕著に見られる。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて、専業農家と兼業農家の合計は 5,998 戸から 5,555 戸へ 7.5%減少しており、耕地面積も 4,462ha から 4,125ha へ 7.7%減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて、製造品出荷額等が 27,582 億円から 26,473 億円へ 4.0%減少している。

オ 都市の整備

本区域は明治開港以来、わが国最大の貿易港を核に鉄鋼・造船を中心とする重厚長大産業の拠点並びに物流拠点として発展してきた。六甲山系南側に広がる東西約 30km、南北約 2 ~ 4 km の帯状の区域に市街地が形成され、山麓部の住居地帯、臨海部の港湾・工業地帯、その中間部の住・商複合地帯という 3 層の都市構造が形成された。

その後、第 2 次世界大戦により、既成市街地の約 6 割が焼失したが、戦災復興土地区画整理事業により今日の市街地の骨格を形成する基盤整備が行われた。

昭和 30 年代の高度経済成長期に入り、六甲山系北側の谷あいを守る神戸電鉄沿線や臨海部の JR 及び山陽電鉄沿線において住宅地が開発されてきた。

昭和 40 年代以降、山と海を一体的に整備することにより市街地が一層拡大した。内陸部では新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、流通業務団地等の面的な基盤整備や大規模公園、大学等の建設を行い、住宅・商業・工業・流通業務・レクリエーション・文

教・研究開発などの整備を進めるとともに、海上部では公有水面の埋め立てによってポートアイランドや六甲アイランドの海上都市を建設し、港湾・交通施設をはじめ住宅・教育・商業・業務施設等の総合的な都市機能を備えた市街地の整備を進めてきた。

平成7年の阪神・淡路大震災では市街地が広範囲に甚大な被害を受けたが、現在、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の震災復興事業を着実に進めているところである。

(2) 都市計画の課題

ア 基本課題

(ア) 災害に強い安全で快適な都市づくり

既成市街地の中には幹線道路の密度が少ない地域や道路幅員が狭い地域があり、また山麓部や既成市街地の一部では古い木造住宅が密集するなど、防災上の課題をかかえる地域がある。震災などあらゆる災害への対応を強化することによって災害時でも被害を最小限度に抑え、都市機能を確保できる災害に強い都市づくりを進めるとともに、高齢化社会にも対応した安全で快適な都市づくりをめざしていく必要がある。

(イ) 地域特性を生かした都市の活性化

都心部を取り巻く古い市街地ではいわゆるインナーシティ現象が生じているため、都市基盤や住環境の整備を図る必要のある地域があったり、主要な駅周辺等では土地の有効利用が十分に図られていない地域がある。また、アジアのマザーポートとして神戸港を発展させるとともに、アメニティ豊かな親水空間の創造と、大規模遊休地の有効活用などを図り、ウォーターフロントを都市活性化の新たな舞台となるよう整備を進めていく必要がある。

(ウ) 人・物・情報が交流する活力ある都市づくり

豊かで安定した市民生活を実現するためには産業・経済面での都市活力の向上が不可欠である。時代の変化に適應した産業構造の形成を図るとともに、人・物・情報の新しい流れをつくり広域的な交流拠点の形成をめざしていく必要がある。

(エ) 魅力ある都市環境の創造

海と山に囲まれた美しい神戸の自然環境を守り育てるとともに、これまで培ってきた緑や田園の保全と活用をさらに進めて、時間的・空間的な魅力を感じることのできる質の高い都市づくりに努めていく必要がある。

(3) 都市計画の目標

ア 基本理念

震災の教訓をふまえて 21 世紀を先導する国際都市として、すべての市民が安全で快適に暮らせ、活力と魅力あふれる「美しいまち・神戸」の創造をめざして、人間性豊かな市民のくらしと、その基盤となる都市の魅力・活力を、市民が主体となって創造していく「世界とふれあう市民創造都市」を神戸の都市づくりの基本理念とする。

イ 基本目標

基本理念の実現にあたっては、「ともに築く人間尊重のまち」「福祉の心が通う生活充実のまち」「魅力が息づく快適環境のまち」「国際性にあふれる文化交流のまち」「次代を支える経済躍動のまち」の 5 つの都市像を掲げ、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を適切に果たしながら協働のまちづくりを進めていく。

そのために、復興まちづくりの経験を踏まえ、既存の地域資源を活用するとともに、地域の課題の説明段階から地元に入り、住民とともにまちづくりの課題を検討し、住民の提案に基づいて課題の解決を図ることにより、コンパクトでアメニティ豊かな都市づくりを行うことを目標とする。

(ア) 安全で安心な都市づくり

本区域の地形的特性を生かした防災拠点等を形成して都市全体の防災力を強化するとともに、道路、公園等の都市基盤を適切に整備して災害時においても都市活動が維持できる交通体系を確立する。また、都市の耐震・不燃化を促進して災害に強い都市づくりを進める。

さらに、高齢者や障害のある人だけでなくすべての人が安心して暮らせる都市づくりを進めるため、公共施設や公共空間等のバリアフリー化を一層推進して、人々が自由に移動し交流できるユニバーサルデザインの都市づくりを推進する。

(イ) 地域特性を生かした魅力ある都市づくり

地域の特性に応じた土地の有効利用と都市基盤の整備を進めることによって既成市街地の再生を図る。また、臨海部周辺における低未利用地については土地利用の転換を図り、親水空間の活用と都市的利用を促進する。

(ウ) 国際性にあふれる交流都市づくり

既存産業の高度化と新産業の育成・誘致を進めて都市の活力の向上を図り、海・空・

陸の総合交通体系を整備することによって、世界の人・物・情報の交流拠点を形成するとともに、都市機能を一層向上させることによって、魅力ある国際都市としての新たな文化や産業を産み出す。

(I) 人と環境にやさしい美しい都市づくり

豊かな自然環境と調和した市街地の健全な発展を進めるため、環境に配慮しながら、都市の成長管理を継続するとともに、自動車交通の渋滞解消による沿道環境改善等を促進する。

また、廃棄物の減量・資源化の推進等により環境への負荷を軽減して循環型社会の形成に努める。

さらに、神戸らしい都市景観と快適な都市環境を形成して新しい都市の魅力を創造する。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

本区域は六甲山が大阪湾に迫る東西に細長い市街地の中で神戸港を中心に発展し、海上都市の建設や臨海部の土地利用転換、六甲山系背後の新市街地の整備によって、複数の都市拠点が島状に展開する都市構造となっている。

今後、この構造を生かしながら自然環境と調和し、人口や都市機能の均衡がとれた都市の創造をめざす。そのため都市の多核化を誘導し、それら相互の連携による多核ネットワーク都市の実現をめざす。

(ア) 都市核

都市核は複合機能（商業・業務・住宅・福祉・文化・行政機能など）を備えた都市の拠点であり、自立した都市核が個性をもちながら相互に補完し合うことで、魅力と活力のある都市形成を誘導する。

(イ) 都市軸

都市核相互の連携や近隣都市との連携を図り秩序ある都市の成長を誘導するために、都市核を結ぶ軸として都市軸を設定する。この都市軸は、格子状と放射状を組み合わせることにより、都市のネットワーク構造を形成する。



都市核 位置図



既 存 都 市 核	これまでの都市機能の集積を生かすとともに今後一層の充実・強化を図るべき拠点	1 海上都市	海・空・陸の拠点性を高め、国際交易・交流機能や質の高い都市機能の整備を図り、大阪湾臨海地域の世界都市拠点の一つとして、未来都市神戸を先導する複合的都市拠点を形成する。
		2 東部市街地	東部副都心を拠点に、文教施設や酒蔵などの歴史的環境を生かし、良好な住環境を形成するとともに、住商工の調和のとれた土地利用を図る。
		3 都心	神戸の都市づくりを先導する地域として、複合的都市機能の集積を図り、高次都市拠点を形成する。
		4 西部市街地	西部副都心を拠点に、産業文化、歴史的環境、運河などの水辺空間を生かし、住商工の調和のとれた利用を図る。
		5 六甲北ニュータウン周辺	充実した都市基盤を生かし、周辺環境と調和を図りながら土地利用や空間利用の一層の充実を図るとともに、国土幹線との結節性を生かした都市整備を図る。
		6 西神ニュータウン周辺	充実した都市基盤を生かし、周辺環境と調和を図りながら土地利用や空間利用の一層の充実を図るとともに、国土幹線との結節性を生かした都市整備を図る。
新 都 市 核	長期的視点から、都市軸の結節点として都市構造上重要であり新たに都市機能を整備すべき拠点	7 中央丘陵周辺	既成市街地と西神・北神地域との要となる立地条件を生かし、自然環境と調和した未来型都市空間として、住宅・研究開発・文化などの新都市機能、大規模公園を整備し、既存の市街地や伝統的な農村環境などと一体となった新都市拠点を創造する。
		8 あうご 淡河周辺	広域圏幹線道路の結節点としての拠点性を生かし、既存の物流拠点と連携した市北部の物流拠点を形成し、これを核に自然や農村環境と調和を図りながら、地域の活性化を進める。
憩 い の 都 市 核	良好な自然環境・歴史的環境を生かし、憩いの場として活用すべき拠点	9 須磨・舞子海岸 周辺	自然と都市が調和した景観を創造し、貴重な自然環境・海洋資源を保全・活用しながら水に親しむ環境づくりを進め、観光・スポーツ・レクリエーション拠点を形成する。
		10 有馬周辺	豊かな自然環境と歴史的な温泉資源を生かし、広域的な保養地として、保養・スポーツ・レクリエーション拠点を形成する。

		11 たいしやく・たんじょう 帝釈・丹生・ つくはら湖周辺	周辺の自然環境・農村環境との調和を図りながら、貴重な大型淡水系ウォーターフロントを生かし、滞在型スポーツ・レクリエーション拠点を形成する。
		12 おつこ 雄岡山・雌岡山 周辺	周辺の自然環境・農村環境を生かし、環境教育や自然観察、自然体験の場となる自然保全活動の拠点として、太山寺周辺とも連携しながら、神戸自然の丘ゾーンを形成する。

3 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定め、市街化区域と市街化調整区域を設定する。

なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。

- ・近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域であるため、区域区分を行うことが都市計画法で定められている。
- ・六甲の緑、北部の田園地域等の活用と保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域に配置されるべきおおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

	平成 12 年	平成 22 年
都市計画区域内人口	1,493 千人	おおむね 1,624 千人
市街化区域内人口	1,446 千人	おおむね 1,577 千人

ただし、第 4 次神戸市基本計画（平成 7 年 10 月策定）で定める本区域の平成 22 年の計画人口は 1,700 千人である。

なお、平成 22 年の市街化区域内人口は、保留する人口を含むものとする。

イ 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成 12 年		平成 22 年	
生産規模	製造品出荷額等	26,473 億円		30,000 億円	
	商品販売額	72,028 億円		79,766 億円	
就業構造	第 1 次産業	5.5 千人	0.8%	4.6 千人	0.6%
	第 2 次産業	158.6 千人	24.2%	161.1 千人	22.2%
	第 3 次産業	491.2 千人	75.0%	559.0 千人	77.1%

(注) 商品販売額は平成11年のデータ

ウ 市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

	平成 12 年	平成 22 年
市街化区域面積	おおむね 19,523 ha	おおむね 20,042 ha

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

4 基本的方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

大震災の教訓を踏まえて、既成市街地の都心・副都心等の再整備を進めるとともに、全体としてバランスのとれた自律分散型の都市構造の形成をめざす。さらに、これら相互のネットワークを強化することにより、災害にも強い多核ネットワーク型の都市構造の実現をめざす。

(ア) 地域別方針

(既成市街地)

京阪神都市圏の核として、経済・文化等の中心的な役割が果たせるよう、土地の高度利用、都市機能の強化、都市基盤の整備を促進するとともに、インナーシティの活性化を図る。

また、臨海部では、ウォーターフロントとしての立地特性を生かした土地利用への転換にあわせて、港湾産業用地の再開発を促進する。

(海上都市)

ポートアイランド、六甲アイランドにおいては、港湾機能のみならず、住宅・商業・業務・研究・コンベンション・ファッション・レクリエーション機能等の多種多様な土地利用を展開し、神戸空港では航空関連産業や臨空産業の土地利用を図る。

(西神・北神地域)

自然と調和した良好な住宅地等の整備や、広域幹線道路網の整備に適合した工業・業

務・流通系の土地利用を進め、職住の近接した自律的な都市づくりを行う。また、人と自然の共生ゾーンに位置付けられた農業・農村地域では、良好な農業環境の整備と農村景観の保全を図るとともに、地域の活性化のために里づくりを促進する。

(イ) 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

社会経済状況の変化に対応して、神戸経済の活性化を図るため、商圏の拡大および中心業務機能の強化、集積を図り、京阪神都市圏の西の核にふさわしい商業・業務地としての整備育成を図る。

都心では、中枢管理機能および広域的な商業機能の集積を図るとともに、東部新都心～三宮・元町～ハーバーランドを有機的に連携し、都心ゾーンの回遊性の拡大を図る。

副都心では、市街地再開発事業などの都市整備により土地の高度利用を図るとともに、ターミナル機能の充実・強化及び商業・業務・文化機能の集積を図る。

鈴蘭台周辺、垂水・舞子周辺、西神中央周辺等の衛星都心では、地域の拠点としてターミナル機能の強化と商業・業務・文化機能の集積を促進する。

また、日常の様々な地域活動を行う拠点として生活拠点を設定し、地域の特性に応じて、生活関連施設と在宅福祉機能、生涯学習機能の複合的な配置に努める。

(工業地)

港湾・工業及びその関連施設利用に純化された既成市街地の臨海部では、工業地としての機能を維持していく。なお、産業構造の転換により遊休化した土地については、地域の活性化の観点から、土地利用の転換を誘導し、インナーシティの活性化と都市環境の改善を促進する。

海上都市では、市街地からの移転・拡張用地としての工業地を配置するとともに、海と空の港という好立地を生かし、医療などの先端技術産業の集積を図るなど、多機能な土地利用を推進する。

西神・北神では、広域幹線道路網の整備に適合した工業地の整備を進めるとともに、既成市街地からの移転および京阪神都市圏において高次最終加工部門を担当する地域として、計画的に工業用地を配置する。また、技術革新の時代に対応するため、先端技術産業や研究開発機関の集積を図る。

(流通業務地)

既成市街地では、流通業務施設の過度の集中が自動車交通渋滞の一因となり、逆に流通機能の低下を招いているため、施設の分散を図るとともに、今後新設される施設は、

可能な限り、西神・北神及び海上都市といった交通的、地理的条件が良好であり、かつ土地利用上適切な地域への集約化を図る。

西神・北神では、効率的輸送体系を整備し、流通業務団地等を適切に配置する。また、淡河周辺では広域幹線道路の整備と連携し、新たな物流拠点の形成を促進する。

(住宅地)

既成市街地においては、山麓部の住居地帯では魅力ある住宅地としての整備を図るとともに、中間部の住・商・工複合地帯では各機能の調和を図りながら、良好な住環境の整備を進める。

西神・北神、須磨内陸及び垂水内陸地域については、周辺の環境と調和した住宅地の整備を計画的に促進する。

イ 市街地における建築物の密度構成に関する方針

商業・業務地については、それぞれの地域の特性に応じた土地の高度利用や機能集積を図る。住宅地のうち、既成市街地においては、良好な居住環境の整備に努め、土地の有効利用を図り、新市街地においては、周辺の環境に調和した良好な住宅地の形成に努める。

ウ 市街地における住宅建設の方針

近年、量的には充足しつつある住宅ストックの状況をふまえ、建設だけでなくストックの活用を含めた住宅整備という視点や住宅に対するニーズの多様化に対応するため、地域特性を生かした、ゆとりと潤いのある安全で快適な住宅ストックの形成を図る。

エ 市街地において特に配慮すべき課題等のある区域の土地利用の方針

本区域の都心であり交通結節点である「神戸三宮駅南地域」及び、三宮地域と神戸空港を結ぶ都市軸上に位置する「神戸ポートアイランド西地域」など、神戸の都市再生に貢献する優良な都市開発事業が具体化した地域については、都市再生の拠点として、民間による都市開発を促進することによって、公共施設の整備に合わせて、産業・研究・開発・業務機能や居住機能、商業・集客機能、交流・文化機能等の導入を図る。

オ 市街化調整区域の土地利用の方針

(ア) 農村環境を整備、保全および活用する区域

西神・北神の農村地域を「人と自然との共生ゾーン」として位置付け、秩序ある土地利用を推進し、農業振興地域を中心に良好な農業環境、農村景観の保全を図る。

(イ) 災害防止上保全すべき区域

洪水、地すべり、土石流等災害の恐れがある区域、市街地に隣接する山麓部の斜面地については、保全を図るとともに、砂防、治水、治山の事業を進める。

(ロ) 自然環境形成上保全すべき区域

六甲山系、帝釈・丹生山系をはじめ、良好な自然環境を有する太山寺周辺、千苅・鎌倉峡周辺や雄岡山・雌岡山周辺は、「みどりの聖域」として、良好な緑地環境や風致の保全に努める。

また、六甲山系南麓の既成市街地に面する緑地は、神戸らしい都市環境・景観の形成上重要であるため、積極的に保全する。

(ハ) 計画的な市街地整備の見通しがある区域

市街化調整区域の中であって、計画的なまちづくりに向けて準備を進めている区域を特定保留区域とするとともに、市街化区域のままでは無秩序な開発が進む恐れがあるために暫定的に市街化調整区域に編入している区域を、計画的なまちづくりの見通しが確実になった段階で市街化区域に編入する。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

本区域は、30km に及ぶ海岸線を前面に、美しい都市景観の市街地と六甲山系、帝釈・丹生山系の山々や西神・北神の豊かな田園丘陵地域で構成される、わが国屈指の緑の多い大都市である。

本区域の緑は、天然の樹林から人工林、風格のある社寺林、田や畑、水辺の湿性植物、草花まで、その種類も多様であり、豊かな生活環境を保つために役立っている。

この緑は、太山寺等に残る自然のままの樹林地もあるが、その多くは、風化した危険な山肌を緑化した樹林地、居留地時代を整備のルーツとする公園、河川・海岸整備や築港とともに生み出した緑地、農村部の里山と水田等、先人の努力で創りあげ、人の関わりの中で育てられてきたところに特徴がある。

地球環境時代を迎えた現在、緑に代表される自然との新たな共生関係を重視した環境にやさしい都市構造や生活体系に留意することが大切である。

50年後、100年後の神戸が緑であるとともに、緑が呼吸し、緑が輝いている都市であることを目標に、「緑とともに永遠に生き続ける都市＝緑生都市」を基本方針とする。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

市街化調整区域内は「みどりの聖域づくり事業」や「人と自然との共生ゾーン」等により緑地の保全を図り、市街化区域内は公園緑地、河川緑地などにより緑地を確保する。

そのため持続性のある緑地量を約35,000ha（本区域の約6割）とし、住民1人あたり180㎡以上の緑地を確保する。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するために、既成市街地や海上都市、西神・北神地域において発生集中する交通需要を効率よく処理するとともに、災害時にも代替性を備えた海・空・陸の総合交通体系の確立を目指す。

高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が安全で快適に移動できるとともに、ゆとりと潤いのあるユニバーサルデザインに配慮した都市交通の計画や整備を進める。

良好な沿道環境を確保するため、渋滞の解消を図り、景観に配慮した体系的な道路整備を進めるとともに、公共交通機関の利用促進や歩行者空間の整備を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 道路

円滑な交通機能の確保や、都市の防災性の向上を図るとともに、高齢者等が使いやすく、沿道環境にも配慮した道路整備を、以下の方針に基づき進める。

a 自動車専用道路等

国土軸と連携した格子状の広域的な幹線道路網の強化・充実に図るため、東西軸として第二名神高速道路、(都)西神戸線（神戸西バイパス）、大阪湾岸道路（西伸部）等、南北軸として阪神高速道路神戸山手線、神戸中央線等の計画・整備を進める。

b 主要幹線道路・幹線道路

広域的な幹線道路との接続を図るとともに、地域間・地域内を連結し、代替性のある道路網を構築するために、既成市街地の骨格を形成する道路として、(都)山手幹線、(都)中央幹線、(都)生田川右岸線等、西神・北神地域と既成市街地とを結ぶ主要な幹線街路として、(都)須磨多聞線、(都)垂水妙法寺線、(都)神戸三田線等の整備を進める。また、西神・北神地域内での住宅団地相互の連絡や衛星都心へのアクセス強化等

を図るため、国道 428 号、(都)明石木見線等の整備を進める。

c その他道路

主要幹線道路・幹線道路の機能を補完し、住環境及び住区内サービスを確保するために、補助幹線道路、区画道路を適切に配置する。また、歩行者の利便性の向上や安全で快適な歩行者空間の充実を図るため、三宮駅周辺における地下、地上、デッキレベルの歩行者動線の 3 層ネットワークの整備など、交通結節点等において歩行者専用道路の整備を進める。

d 鉄道との連続立体交差化

交通渋滞や市街地の分断を解消し、都市内交通の円滑化や都市の活性化を図るため、鉄道との連続立体交差化を進める。

(イ) 駅前広場

鉄道駅等の交通結節点において、交通機関相互の乗り換えの利便性の確保や、ゆとりと潤いのある都市空間を創出するため、阪急御影駅等において駅前広場を整備する。

また、三宮駅周辺では、駅前広場に隣接する民間開発にあわせ、バスターミナル機能の強化を図る。

(ロ) 鉄道

鉄道、新交通システム等、地域特性に応じた交通施設を適切に配置し、輸送サービスの確保に努めるとともに、空港等の広域交通施設へのアクセスの確保や災害時の代替性の向上等を図るため、新交通ポートアイランド線延伸線の整備や、既存路線の輸送力増強等、利便性の高い鉄道ネットワークの形成を図る。

また、まちの活性化の観点から、鉄道の利用を促進するため、バリアフリー化や相互乗り継ぎの推進等、鉄道の質的サービスの向上に努める。

(ハ) 港湾（海上交通）

神戸港については、日本を代表する国際貿易の拠点港であるだけでなく、西日本各港を結ぶ国内流通拠点港として、コンテナ輸送、フェリー輸送等の輸送体系の合理化に対処するため、近代的な設備を備えた港湾として整備を進めるとともに、貨物需要の増大と船舶の大型化に対応するためポートアイランド（第 2 期）事業を推進する。

さらに、神戸港の国内・国際競争力の一層の向上を図るため、港湾施設の機能を拡

充・強化するなど、貨物・企業・人・情報の集まる港づくりやその機能を支える道路網の整備を進めるほか、更なるコストの低減やサービスの向上を目指すため、スーパー中枢港湾の実現に向けた取り組みを行う。

また、地区内での回遊性の向上や市街地からの動線の確保等、ウォーターフロントを身近に感じられるよう港の再開発を進める。

(オ) 空港

今後の航空需要に対応するとともに、海・空・陸の総合交通体系を構成し、災害時の交通拠点としての意義をも有する神戸空港の整備を推進する。

これにより、医療産業都市や集客観光都市、情報文化都市等の新しいまちづくりに寄与する。

(カ) 駐車場

路上駐車等に対する既存駐車場の有効利用や公共交通機関の利用促進、自転車等の放置が著しい鉄道駅周辺における自転車駐車場の整備など、地域の特性に応じた総合的な駐車対策に努める。

(キ) 流通業務団地

市街地周辺地域において流通機能を確保し、流通の合理化を図り効率的な輸送体系を確立するため、神戸流通業務団地や神戸複合産業団地において、流通業務施設の整備を進める。

(ク) 地下利用

三宮・元町地区等において、地下空間の効率的な利用の観点から、都市施設ネットワークの形成と土地の有効利用の促進、アメニティ豊かな歩行者空間等の創出を図り、市民生活の利便性の向上を図るために、都市交通施設、供給処理施設等の整備を計画的に進める。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

美しい都市環境を形成・維持するため公園、緑地、下水道、河川及び廃棄物処理施設等を計画的に整備する。

緑地のもつ都市の環境保全・レクリエーション・防災・景観構成等の諸機能を勘案し、

今後の都市の動向を踏まえた総合的な観点から公園緑地を配置することによって、都市の健全な発展を図り、自然と共生する循環型社会の形成を目指す。

下水道については、既成市街地等を単独公共下水道及び流域関連公共下水道として整備してきた。その結果、市街化区域内の人口普及率はおおむね100%に達したが、今後も生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図り、あわせて公害防止計画の早期達成、水質環境基準の維持、閉鎖性水域における総量規制等に対応する。

河川については神戸の地形的特徴を考慮して災害の発生を防止するため、計画的な改修と砂防設備を整備するとともに、住民に身近で貴重な自然環境の場となるように生態系の保全と河川環境の改善に努める。

また、地域の環境のみならず、地球環境にも配慮する視点に立ってまちづくりを推進する。

さらに、神戸らしい都市景観の形成と快適な都市環境を創造することによって、地域の特性を生かした魅力あふれる「美しいまち」の実現をめざす。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 公園・緑地

都市における生活環境を保全するため、臨海部や河川沿いに系統的に緑地を配置することによって適正な市街地の形成を誘導するとともに、都市公園や緑地等を配置して生活環境の向上を図る。なお、公園の整備の目標水準として、住民1人あたり20㎡以上の公園を確保する。

また、スポーツ、自然探勝等の広域レクリエーション需要に対応するため都市の基幹公園、豊富な緑地資源を有効に活用した風致公園、広域公園、国営公園等を配置する。また、これらの緑地を有機的に結ぶ緑道網、ハイキング道網の整備を図る。

(イ) 下水道・河川

a 下水道

災害による被害を最小限にいとめる下水道を構築するとともに、新市街地については開発状況にあわせて下水道を整備し、市街地周辺集落についても下水道の整備を促進する。

そのほか、浸水被害から住民を守るため砂防事業、河川改修事業、高潮対策事業等と整合を図りながら、市街地の雨水整備を推進するとともに、下水道施設の改築更新、下水道施設空間の多目的利用及び下水道資源の有効利用を推進する。

また、汚水については、公共用水域の水質保全のため「新・神戸市環境基本計画」

に基づき、処理場の高度処理を進めるとともに、雨水については、近年の都市化の進展に伴い雨水の流出量が増大しているため、雨水整備の基準を向上させて整備を行う。

さらに、処理場間のネットワーク化、幹線の多系統化等を行うことにより、フェイルセーフシステムの確立を図るとともに、高度処理水を活用した親水空間を整備し、緊急時には消火用水、生活用水などへの活用を図る。

b 河川

河川整備計画に基づき、表六甲の未改修河川については、早急に改修を進めるとともに、保水遊水機能の確保を図る。また、西神・北神地域においては、開発計画との整合をとり、河川の改修を積極的に推進する。

さらに、市街地整備を図る区域において、河川の都市環境に果たす役割に留意しながら河川改修の推進を図る。

(ウ) 廃棄物処理施設等

循環型社会への移行を目指すため、廃棄物の減量・資源化を促進するとともに、廃棄物処理施設については廃棄物の質の変化に対応した施設整備を図る。

また、卸売市場については本区域及び周辺区域に対して生鮮食料品の安定供給を図るため、既存施設の改善と機能向上に努める。

(I) その他の公共施設

小・中学校については、西神・北神地域における住宅団地開発に伴う定着人口に応じて適切に配置するとともに、既成市街地については当該地域における人口動向等を的確に把握して通学区域の合理的な改編及び施設の再配置等を進める。

また、災害時における避難場所としての役割も果たすよう防災機能の強化に努める。

その他、住民の福祉増進・向上のための教育文化施設、医療施設及び福祉施設等についても計画的に配置する。

ウ 都市景観の形成方針

本区域では、全国に先駆けて昭和 53 年 10 月に「神戸市都市景観条例」を制定し、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるための施策を推進してきた。今後も、本区域の美しい自然と海・坂・山という変化に富んだ地形を生かしながら、神戸らしい美しいまちなみの形成を図り、すべての人が住み続けたい、また訪れてみたくなる魅力あふれる都市の実現を目指す。

このために、都市景観を総合的かつ一体的に捉え、それぞれの地域特性に応じた都市景観の形成を推進する。

(7) 地域指定等による景観形成

まちなみや自然環境などにより、神戸らしい都市景観を形成している地域、または今後計画的に誘導していく地域を「都市景観形成地域等」に指定し、景観形成基準に基づき、建築行為等の助言・指導を行うことにより、その地域にふさわしいまちなみの形成を図る。

また、都市景観形成地域等以外でも、本区域全域を「景観形成指定建築物等届出地域」に指定しており、大規模な建築物や工作物等について助言・指導を行うことによって、周辺の景観と調和のとれたものとなるよう適切な誘導を行う。

あわせて、都市景観の重要な構成要素である屋外広告物については、その総量や高さ、表示個数などに関する基準を定め、その地域の景観特性に応じたきめ細かな誘導を行う。

(1) 住民主体の景観形成活動

すぐれた都市景観を実現するためには住民、専門家、行政の協働が大切であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。このため、景観形成を図ることを目的とした住民団体などに対して技術的援助を行うほか、「景観形成市民団体」として認定し、活動を支援する。

また、一定の区域内の住民相互による身近な都市景観の形成を目的とした協定について、「景観形成市民協定」として認定し、活動を支援する。

(り) 景観上重要な建築物等の指定

歴史的な建築物など、地域の景観及び雰囲気の特徴づけ、住民に愛され親しまれている建築物等については、所有者の協力を得て「景観形成重要建築物等」として指定し、その維持・活用を図るとともに、すぐれた都市景観の形成に寄与している建築物やまちなみの形成に努める。

(I) 夜間景観の形成

都市景観の重要な側面である夜間景観の形成にあたっては、安全・安心でかつ環境にやさしいまちづくりに配慮するとともに、地域特性に応じた照明施設等の整備を進める。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

秩序ある市街地の形成に向けた市街地整備や密集市街地の改善、大規模低未利用地の有効活用などを進める。既成市街地においては、都市づくりの基本理念に基づき、密集市街地の防災性の向上や住環境の改善、中心市街地の活性化や公共施設の整備等を、民間活力を誘導しながら進める。

イ 市街地整備の方針

中心市街地においては、商業・業務機能の高度化と土地の高度利用を促進するとともに、民間の都市開発事業を適切に誘導することによって都市機能の向上を図る。

インナーシティや市街地山麓部等においては、道路等の基盤施設の整備を進めるとともに、老朽化した家屋の建替えなどを促進し、居住環境の整備改善に努める。

一方、西神・北神地域、須磨内陸部及び垂水内陸部においては、都市基盤整備にあわせて計画的、段階的に市街化を図る。

被災市街地においては、ひきつづき、震災復興と都市環境改善の一体的な推進を図る。

また、計画的な整備の一層の推進と秩序ある市街地整備を図るため、地区計画等によるまちづくりを積極的に活用していく。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき市街地については、都市再開発法（法律第 38 号）に基づき再開発の総合的なマスタープランとなる「都市再開発の方針」を定める。

また、木造老朽建物の集積した密集市街地の防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用に関する方針については密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（法律第 49 号）に基づき「防災街区の整備の方針」を別途定め、適切な市街地整備を進める。

(6) 都市防災に関する方針

本区域は、平成 7 年に未曾有の直下型大地震に襲われ、多数の建物の倒壊と火災により、多くの尊い人命を失い、都市基盤施設にも甚大な被害を受けた。この震災は、わが国史上まれな大都市災害であり、将来にわたりその教訓を生かして災害に強い都市づくりを強力に推進していく。

地震、火災、風水害等の災害に対する都市の防災性の向上を図り、災害を未然に防止し住民の安全を確保するため、地域防災計画との整合を図り、以下の方針により対策を講じる。

都市災害を最小限にするとともに、避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点、広

域防災帯（防災緑地軸）等を系統的に配置する。さらに、道路、公園、緑地、河川等の計画的整備及びネットワーク化により、快適な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保するとともに、水と緑のネットワークを形成するなど、災害時の防災機能を高める。

公共建築等の耐震・不燃化、民間の耐震・耐火建築物の誘導、建築敷地内の緑化等により、都市の不燃化及び耐震化を促進する。

火災への対応、救助、救急活動、復旧活動等を円滑にできるようにし、住民の安全を確保する。

既成市街地の背後にある六甲山系のがけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため急傾斜地崩壊危険区域の積極的な指定や土砂災害警戒区域等の指定により、宅地造成工事規制区域の適切な見直しを行い、必要に応じて宅地の使用制限や建築制限等を行うとともに、六甲山系南麓等に緑地帯（山麓緑地軸）を設け、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

著しい都市化による河川への雨水流出量の増大に対し、治水対策を推進するとともに、流域の保水、遊水機能の維持・増進を図るため、貯留浸透機能をあわせ持つ施設の整備、誘導を図る。

5 主要な都市計画等の指針

(1) 土地利用に関する都市計画等の指針

ア 市街地における土地利用の指針

主要用途	地域	土地利用の指針
商業・業務地	都心	中枢管理機能、国際機能、情報機能、及び広域的商業・業務・文化機能の集積、及び土地の高度利用
	副都心	ターミナル機能の充実・強化、商業、業務、文化機能の集積、及び土地の高度利用
	衛星都心	商業、業務、福祉、文化、行政機能等の集積
工業地	既成市街地	臨海部における工業地の機能維持、及び遊休地の土地利用転換の促進によるインナーシティの活性化
	新市街地	計画的な工業用地の配置
流通業務地	既成市街地	施設の分散配置による流通機能の向上
	新市街地	流通業務団地の整備、及び効率的輸送体系の整備
住宅地	既成市街地	住環境整備の着実な推進
	新市街地	周辺の環境に調和した住宅地の計画的な整備

イ 市街地における建築物の密度構成に関する指針

地域	建築物の密度構成の指針
----	-------------

都心	東部新都心～三宮・ポートアイランド・元町～ハーバーランド	都心としての、商業・業務・福祉・文化・交流・住宅機能の集積を図る。
副都心	住吉・六甲道	東部副都心としての、商業・業務・文化・住宅・福祉・行政機能の集積を図る。
	板宿・新長田・大橋	西部副都心としての、商業・業務・文化・住宅・福祉機能の集積を図る。
衛星都心	六甲アイランド	衛星都心としての、新産業・国際・情報・住宅・福祉・文化機能の集積を図る。
	垂水・舞子	衛星都心としての、商業・業務・住宅・福祉・文化・行政機能の集積を図る。
	西神中央	
	鈴蘭台・谷上	
	藤原台	

ウ 市街地において特に配慮すべき課題のある区域の土地利用の指針

都市再生特別措置法にもとづき指定されている都市再生緊急整備地域は次のとおりである。

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
神戸三宮駅南地域 (約47ha)	神戸市の都心の中核であり、複数の交通機関の結節点である三宮駅の南側の地域において、震災後の建築物の更新・整備により、広域的かつ多様な都市拠点を形成 この際、都心にふさわしい風格のある都市空間を創造しつつ、安全、快適で災害に強い市街地を形成	商業、業務、文化、交流機能の充実 機上地区等において、都心居住機能を導入 三宮駅南側において、JR、阪急、阪神、市営地下鉄、神戸新交通の各交通機関間の連絡の円滑化、駅前広場機能の強化などにより、交通結節機能を強化	三宮駅周辺において、各公共交通機関の乗り換えの利便性、回遊性、防災性の向上を図るため、地下、地上、デッキレベルの歩行者動線の3層ネットワークなど安全で快適な歩行者空間を充実 三宮駅南側周辺において、駅前広場と連続した敷地空間の確保により、バスターミナルなどの駅前広場機能を補完	三宮駅周辺において、すべての人の安全・快適な活動に寄与する歩行者空間を確保した都市開発事業を促進 三宮駅前や税関線の沿道において、神戸の顔にふさわしい建築物等の意匠や形態についての配慮など、風格のある景観形成に資する都市開発事業を促進
神戸ポートアイランド	神戸市の都心の三宮地域と神戸空港を	ライフサイエンスやロボットテクノ	三宮とポートアイランドを結ぶ新交	コンテナバース跡地において、海や

<p>イランド西地域 (約 273ha)</p>	<p>結ぶ枢要な都市軸上に位置する神戸ポートアイランド西地域において、ライフサイエンスの国際拠点形成のモデルとして、再生医療等の基礎・臨床研究と先端医療産業の集積を含む複合的な市街地を形成</p> <p>この際、北西部のコンテナバース跡地については、海辺の特性を活かしつつ、都市機能も含めた利用に転換して一体的に活用することにより、全体として魅力ある海上新都心を形成</p>	<p>ロジックなどに関する産業・研究機能、上海・長江流域との交易・交流機能、情報文化機能の導入・集積を図るとともに、スポーツ・レクリエーション機能を導入</p> <p>コンテナバース跡地において、海辺の立地特性や水際線の係留機能を活かした研究・開発、業務機能や、居住機能、商業・集客機能を導入</p>	<p>通ポートアイランド線について神戸空港まで延伸</p> <p>コンテナバース跡地において、以下を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背後の開発状況や需要動向を勘案しつつ、既存の岸壁を有効活用した緑地整備 ・ゆとりのある都市空間を創出するための地域内道路や公園の整備 ・新交通ポートアイランド線各駅と有機的に連携する歩行者ネットワークの構築 <p>ポートアイランド西側の水際線において、市民が展望・散策できるような緑地の整備を検討</p>	<p>対岸からの景観に配慮した都市開発事業の推進</p>
--------------------------	---	--	--	------------------------------

エ 市街化調整区域の土地利用の指針

市街化調整区域のうち、計画的なまちづくりに向けて準備を進めている区域は次のとおりである。

対象箇所	面積(ha)	主な土地利用
須磨区車	約 13	住宅地
垂水区多聞町小束山	約 7	住宅地
兵庫区中之島、築地町地先	約 2	業務地
西区櫛谷町松本、平野町慶明	約 19	住宅地
北区山田町小河及び西区押部谷町木津	約 178	住宅地

市街化区域のままでは無秩序な開発が進む恐れがあるために、暫定的に市街化調整区域に編入している区域は次のとおりである。

対象箇所	面積(ha)
北区山田町原野	約 7
北区山田町下谷上	約 115
北区山田町上谷上	約 11
北区山田町上谷上	約 22

北区山田町上谷上	約 4
北区有野町唐櫃	約 14
北区有野町唐櫃	約 19
北区有野町有野	約 5
北区八多町吉尾	約 18

(2) 自然的環境に関する都市計画等の指針

種別	指定方針	指定目標 (h a)	
		平成12年	平成22年
緑地保全地区	緑地の保全、緑化の推進及び自然的環境の形成を目的とする地区	2,569	2,600
風致地区	都市の風致を維持するために必要な地区	9,215	9,215
その他	六甲山系地域等の良好な緑地を条例（緑地の保全・育成および市民利用に関する条例）により保全。瀬戸内海国立公園（六甲山地域）、六甲区域等の近郊緑地保全区域、太山寺周辺等の文化環境保存区域。	30,437	30,437

(3) 都市交通に関する都市計画等の指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な交通施設は次のとおりとする。

ア 道路

・自動車専用道路等

路線名	事業場所	概要
第二名神高速道路	宝塚市境～中国自動車道	L=約6.7km、W=35m
(都)西神戸線(神戸西バイパス)	永井谷ジャンクション～明石市境	L=約6.9km、W=22m
大阪湾岸道路(西伸部)	六甲アイランド～名谷ジャンクション	L=約21.2km、W=26m
阪神高速道路神戸山手線	大阪湾岸道路(西伸部)～中央幹線	L=約2.9km、W=18m
神戸中央線	新神戸駅～国道2号	L=約1.0km、W=16m

・主要幹線道路、幹線道路

路線名	事業場所	概要
(都)山手幹線	芦屋市境～東灘区岡本	L=約1.9km、W=27m
	灘区森後町～神ノ木通	L=約1.1km、W=27m
	長田区内	L=約0.1km、W=36m
(都)御影山手線	東灘区御影山手	L=約0.4km、W=15m
(都)本山山手線	東灘区本山北町～岡本	L=約1.5km、W=15m

(都) 岡本線	東灘区住吉山手	L=約 0.7 km、W=18m
(都) 弓場線	東灘区御影山手	L=約 0.3 km、W=27m
(都) 野崎線	中央区野崎通～熊内町	L=約 0.5 km、W=15m
(都) 生田川右岸線	中央区小野浜町～小野柄通	L=約 0.5 km、W=40m
(都) 神戸三田線	兵庫区上三条町	L=約 0.1 km、W=20m
	北区大池見山台～有野町唐櫃	L=約 1.4 km、W=18m
(都) 水呑木見線	北区鈴蘭台東町～鈴蘭台南町	L=約 0.6 km、W=16m
	北区山田町半坂谷～西区押部谷町木見	L=約 1.8 km、W=12～21m
(都) 五位池線	長田区二葉町～御屋敷通	L=約 1.1 km、W=22～27m
(都) 垂水妙法寺線	須磨区妙法寺～明神町	L=約 2.6 km、W=16m
(都) 中央幹線	須磨区月見山本町～須磨浦通	L=約 0.9 km、W=27～36m
(都) 須磨多聞線	須磨区天神町～離宮西町	L=約 0.5 km、W=27～36m
	須磨区多井畑	L=約 1.7 km、W=23～27m
(都) 塩屋多井畑線	垂水区塩屋町～下畑町	L=約 1.2 km、W=16m
(都) 塩屋舞子線	垂水区塩屋町	L=約 0.5 km、W=20m
	垂水区星陵台～北舞子	L=約 1.1 km、W=20m
(都) 商大線	垂水区旭が丘～千代が丘	L=約 1.6 km、W=15～18m
(都) 神戸母里線	西区内	L=約 3.9 km、W=24～35m
(都) 有瀬別府線	西区伊川谷町有瀬～別府	L=約 0.6 km、W=16m
(都) 明石木見線	西区玉津町高津橋～水谷	L=約 1.6 km、W=16m
(都) 岩岡神出線	西区岩岡町岩岡～明石市境	L=約 1.7 km、W=20～22m
(国) 国道2号	須磨区西須磨～垂水区泉ヶ丘	L=約 2.8 km、W=15m
(国) 国道2号(多聞平野線)	西区伊川谷町別府～平野町山ノ下	L=約 4.0 km、W=42m
(国) 国道28号(長田線)	長田区御蔵通～梅ヶ香町	L=約 0.6 km、W=30m
(国) 国道175号(明石三木線)	西区平野町向井～神出町小束野	L=約 9.0 km、W=25m
(国) 国道176号(山口道場線)	北区道場町平田	L=約 0.8 km、W=22m
(国) 国道428号	北区淡河町本町	L=約 0.2 km、W=10m
(県) 東灘芦屋線	東灘区深江浜町～芦屋市境	L=約 0.5 km、W=15m
(市) 港島33号線(空港島連絡線)	中央区港島～神戸空港	L=約 5.2 km、W=17～43m

・鉄道との立体交差化

路線名等	事業場所	概要
阪神電鉄連続立体交差	住吉駅東側～芦屋市境	L=約 4.0 km

イ 駅前広場

駅名	事業場所	概要
J R 甲南山手駅(北側)	東灘区森北町	A=約 2,200 m ²
J R 甲南山手駅(南側)	東灘区森南町	A=約 2,700 m ²

J R 三宮駅（南側）	中央区雲井通	A=約 12,300 m ²
J R 鷹取駅（北側）	須磨区大池町	A=約 5,000 m ²
阪急 御影駅（北側）	東灘区御影山手	A=約 2,800 m ²

ウ 鉄道

路線名	事業場所	概要
新交通ポートアイランド線延伸線	中公園駅～（仮称）神戸空港駅	L=約 5.4 km

(4) 都市環境に関する都市計画等の指針

ア 公園・緑地

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な公園緑地等は次のとおりとする。

事業名	名称	事業場所	概要
公園	国営明石海峡公園	北区、西区	国営公園
	神戸震災復興記念公園	中央区	総合公園
	神戸総合運動公園	須磨区	運動公園
	木見中央公園	西区	地区公園
	生田川公園	中央区	地区公園

イ 下水道

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な下水道は次のとおりとする。

事業名	名称	概要
公共下水道	神戸市公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場間を結ぶネットワーク幹線の整備 ・ 垂水処理場：処理能力の増強 ・ 新和田岬ポンプ場（雨水ポンプ場）の整備 ・ 管渠・処理施設の改築、更新
流域下水道	武庫川上流流域下水道	流域下水道の整備
流域下水道	加古川上流流域下水道	流域下水道の整備

ウ 河川

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な河川は次のとおりとする。

事業種別	名称	箇所
河川	(二)明石川	西区
河川	(二)都賀川	灘区

河川	(二)新湊川	兵庫区、長田区
河川	(一)志染川	北区
河川	(二)北野川	中央区
河川	(二)妙法寺川	須磨区
河川	(二)福田川	垂水区
河川	(二)櫛谷川	西区
河川	(二)伊川	西区
河川	(二)観音寺川	灘区
河川	(二)高橋川	東灘区
河川	(二)高羽川	灘区
河川	石井ダム	北区山田町
河川	高尾ダム	北区山田町

(5) 市街地整備に関する都市計画等の指針

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等は次のとおりとする。

ア 土地区画整理事業

地区名	概要	目的	都市計画決定
森南地区	・地区面積 約 16.7ha ・整備主体 神戸市	良好な住宅地の供給 (震災復興)	平成 7 年 3 月 17 日
六甲道駅北地区	・地区面積 約 16.1ha ・整備主体 神戸市	良好な住宅地の供給 (震災復興)	平成 7 年 3 月 17 日
松本地区	・地区面積 約 8.9ha ・整備主体 神戸市	良好な住宅地の供給 (震災復興)	平成 7 年 3 月 17 日
御菅地区	・地区面積 約 10.1ha ・整備主体 神戸市	良好な住宅地の供給 (震災復興)	平成 7 年 3 月 17 日
浜山地区	・地区面積 約 27.8ha ・整備主体 神戸市	良好な住宅地の供給 (都市改造)	平成 4 年 3 月 21 日
新長田・鷹取地区	・地区面積 約 87.8ha ・整備主体 神戸市	良好な住宅地の供給 (震災復興)	平成 7 年 3 月 17 日
道場八多地区	・地区面積 約 51.6ha ・整備主体 神戸市	良好な住宅地の供給 (新市街地整備)	平成 5 年 10 月 29 日
学園南地区	・地区面積 約 108.4ha	良好な住宅地の供給	平成 13 年 2 月 20 日

	・整備主体 都市基盤整備公団	給 (宅地造成)	
多井畑西地区	・地区面積 約 70ha	良好な住宅地の供給	
白水地区	・地区面積 約 32.7ha ・整備主体 土地区画整理組合	良好な住宅地の供給 (新市街地整備)	平成 5 年 5 月 25 日
野手西方地区	・地区面積 約 4.9ha ・整備主体 土地区画整理組合	良好な住宅地の供給 (新市街地整備)	平成 7 年 2 月 10 日

イ 市街地再開発事業

地区名	概要	目的	都市計画決定
新長田駅南地区	・地区面積 約 20.1ha ・整備主体 神戸市	良好な住宅地の供給 商業・業務・文化機能の充実(震災復興)	平成 7 年 3 月 17 日
六甲道駅南地区	・地区面積 約 5.9ha ・整備主体 神戸市	良好な住宅地の供給 商業・業務・文化機能の充実(震災復興)	平成 7 年 3 月 17 日
中山手地区	・地区面積 約 1.0ha ・整備主体 市街地再開発組合	商業機能の充実 良好な住宅地の供給	平成 15 年 2 月 17 日
垂水駅前中央地区	・地区面積 約 2.3ha	商業機能の充実 良好な住宅地の供給	
旭通 4 丁目地区	・地区面積 約 1.1ha	商業機能の充実 良好な住宅地の供給	

ウ 新住宅市街地開発事業ほか(整備主体:神戸市)

地区名	概要	目的	都市計画決定等
西神住宅第二団地	・地区面積 約 414.5ha ・事業手法 新住宅市街地開発事業	良好な住宅地の供給	昭和 55 年 10 月 3 日

神戸複合産業団地	<ul style="list-style-type: none"> ・地区面積 約 270.0ha ・事業手法 工業団地造成事業 流通業務団地造成事業 	良好な流通業務団地及び工業団地の供給	工業団地造成事業 (西神第3地区) 平成3年10月25日 流通業務団地造成事業 (西神流通業務団地) 平成3年10月25日
ポートアイランド (第2期)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区面積 約 390.0ha ・事業手法 公有水面埋立事業 	港湾施設及び都市施設の整備	埋立免許取得 昭和62年12月26日(東側) 昭和63年2月27日(西側)

(6) 都市防災に関する都市計画等の指針

ア 防災施設の整備指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設は次のとおりとする。

事業名	名称	事業場所
公園	神戸震災復興記念公園	中央区
公園	神戸総合運動公園	須磨区
公園	木見中央公園	西区
公園	生田川公園	中央区
砂防(グリーンベルト)	高橋川	東灘区北畑
砂防(グリーンベルト)	天上川	東灘区岡本
砂防(グリーンベルト)	住吉川	灘区住吉山手
砂防(グリーンベルト)	石屋川	灘区鶴甲
砂防(グリーンベルト)	都賀川	灘区大石
砂防(グリーンベルト)	観音寺川	灘区箕岡通
砂防	梅木谷川	垂水区塩屋町梅木谷
砂防	古々山谷川	北区山田町上谷上
砂防	上谷上川	北区山田町上谷上
砂防	カジカ谷川	北区山田町上谷上
砂防	蛇谷川	北区有馬町峠堂
砂防	三ツ池川	垂水区多聞町
急傾斜地崩壊対策 (グリーンベルト)	森北	東灘区森北
急傾斜地崩壊対策 (グリーンベルト)	高尾台	須磨区高尾台
急傾斜地崩壊対策	塩屋(4)	垂水区塩屋
急傾斜地崩壊対策	東服(2)	兵庫区東服

(グリーンベルト)		
急傾斜地崩壊対策	篠原台(1)	灘区篠原台
急傾斜地崩壊対策 (グリーンベルト)	千鳥(2)	兵庫区千鳥
急傾斜地崩壊対策	西丸山	長田区西丸山
急傾斜地崩壊対策	多聞台(2)	垂水区多聞台
急傾斜地崩壊対策	東大池	北区東大池
急傾斜地崩壊対策	権行司	垂水区美山台
急傾斜地崩壊対策	渦森台(2)	東灘区渦森台
急傾斜地崩壊対策	宮丘(4)	長田区宮丘
急傾斜地崩壊対策	有野(1)	北区有野町有野
地すべり対策	中大沢	北区大沢町中大沢

【主な意見等】

委員から、震災復興問題の扱い、神戸空港の整備に関する記述、新たな投資となる都市再生に関する記述等は問題であるとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第2号議案:神戸国際港都建設計画区域区分の変更

【議案の説明】

本都市計画区域は、昭和45年に当初の区域区分の決定を行い、これまで昭和55年、昭和60年、平成3年及び平成10年に全体見直しを行った。

その後の、社会経済情勢の変化、21世紀兵庫長期ビジョンの策定などを踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、第5回の全体見直しを行うものである。

なお、平成13年5月に施行された都市計画法の改正では、大都市圏の区域にある本区域は線引きが義務づけられている。

市街化区域への編入は、「開発計画等による計画的な市街地整備が確実に行われる区域」とし、「市街化調整区域内で計画的な整備、開発の見通しのある区域で土地需要の高まりが著しい区域」については条件が整った時点で随時市街化区域に編入する。

「市街化区域内にあって、計画的な市街地整備の予定がない区域」については、市街化調整区域に編入する。

今回の線引き見直しでは、平成17年度に供用開始予定の神戸空港のうち約142ha、及び、計画的な開発が行われることが確実な北区有野町有野地区の約25ha等を市街化区域に編入し、六甲山系グリーンベルト整備事業を行う東灘区本山町岡本地区等5カ所約32ha等を市街化調整区域に編入するものである。

〔概要〕

神戸都市計画区域	約 55,335ha
現行市街化区域	約 19,911ha
今回追加面積（12箇所）	約 169ha
今回除外面積（12箇所）	約 38ha
変更後市街化区域	約 20,042ha

【主な意見等】

委員から、神戸空港の市街化区域編入には反対であるとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第3号議案：神戸国際港都建設計画都市再開発の方針の変更

【議案の説明】

1 見直しにあたっての経緯等

- ・ 改正都計法により、いままで「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されていた都市再開発方針が、別に都市計画として定められることとされた（法7条の2）。
- ・ 改正都市再開発法附則に、「整開保に記載されていた都市再開発方針の部分を改正法による都市再開発の方針と見なす」旨の規定が置かれているが、県都計審の答申に従い必要な見直しを行い、新たな都市計画として定める。
- ・ 見直し時期については、附則のとおり法的に期限が切られているものではないが、都市マスの決定にあわせて行う。

2 制度の趣旨

市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、人口集中の特に著しい大都市を含む都市計画区域やそれ以外の都市計画区域において以下の方針を定める。

- （1）計画的な再開発が必要な市街地に係る、再開発の目標並びに当該市街地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- （2）これらの市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発をすべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

3 都市再開発の方針の策定（見直し）方針

今回の策定（見直し）については、現在策定済みの都計区域を対象に、事業の進捗や社会状況の変化等を踏まえた区域の追加変更等を行う。

（1）策定内容

現在と同様に、以下の内容（地区等）を定める。

地区等名	地区の概念	定める内容
計画的な再開発が必要な市街地 （1号市街地）	計画的な再開発が必要な市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・概ねの位置 ・再開発の目標 ・土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新等に関する方針
課題集中地域	1号市街地のうち、まちづくりの課題がある地域	<ul style="list-style-type: none"> ・概ねの位置
特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 （2号地区）	1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 （事業実施の具体性があるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・区域 ・整備の主たる目標 ・整備又は開発の計画の概要

（2）各地区等の選定

「計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）」の選定

ア 原則として、現行方針と同様に当初の線引き（市街化区域と市街化調整区域の区分）のベースとなった昭和45年国勢調査における人口集中地区（DID）を基本とし、計画的な再開発が必要な一団の市街地を選定する。

また、都市構造の再編の観点から、都市再生緊急整備地域を1号市街地に含める。

45DIDをベースとするのは、それ以降に人口集中（市街化）したエリアについては、都市計画法の開発許可等の規定により、一定の制限のもとで計画的に街づくりが行われてきているためである。しかし、計画的な街づくりがなされたところ（開発団地等）であっても、社会情勢やライフスタイルの変化等により、土地利用転換等の再開発（再整備）が必要とされる場合もあり得る。従って、45DIDをベースとしつつ、必要な場合はそれ以外のエリアも指定する。

イ 概ねの位置を示すこととするが、原則として、道路、鉄軌道、河川等明確な地形、地物により行う。

「課題集中地域」の選定

ア 1号市街地のうち、まちづくりの課題（住宅過密、道路未整備など）がある地域を選定し、今後のまちづくりの検討対象地区として設定する。

イ 概ねの位置を示し、必ずしも地形地物、幅取り等の方法によらない。

「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（2号地区）」の選定

ア 「2号地区」は、「1号市街地」のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区のことであり、選定に際しては、面的整備事業と都市施設の整備の具

体性などを十分に配慮する。

イ 事業中の地区、今後おおむね5年以内に事業を予定している地区、民間開発事業を誘導しようとする地区を選定する。

ウ 面的な整備の実施地区等（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）に加えて、建築のルールづくり（各種地区計画、まちづくり協定など）など、地区の総合的な整備を予定している地区等についても2号地区に指定する。

4 計画の概要

(1) 1号市街地、2号地区の面積等の変更については、以下のとおり。

	1号市街地	2号地区
現行	10地域 6,126ha	48地区 1,489ha
今回案	10地域 6,860ha	48地区 1,952ha

(2) 1号市街地、2号地区で新規又は区域の拡大をとまなうものは、以下のとおり（面積精査によるものは除く）

1号市街地

（区域拡大地域）

A	東灘浜手市街地	住民のまちづくりへの取り組みが見られる一団の地域（深江、青木南を編入）
E	都心市街地	都市再生緊急整備地域に指定されたポートアイランド（緊急整備地域＋臨港地区以外）を編入
F	西部浜手市街地	開発計画の具体化に伴い、中央卸売市場等の区域を編入

2号地区

（新規地区）

A-3	青木南	まちづくり協定締結区域
A-4	魚崎郷	景観形成市民協定締結区域
C-3	大石南	まちづくり協定締結区域
D-1	摩耶・福住	緊急密集の区域
E-6	栄町通	景観形成市民協定締結区域
E-8	中山手	市街地再開発事業実施区域
E-9	トアロード	景観形成市民協定締結区域
E-12	ポートアイランド 西	都市再生緊急整備地域の区域
E-13	ポートアイランド 中央	地区計画締結区域
F-2	中央卸売市場	民間開発事業区域
G-2	会下山	地区計画締結予定区域

（区域拡大地区）

A-1	深江	まちづくり協定区域との整合
E-4	三宮周辺	都市再生緊急整備地域との整合
F-5	浜山	区画整理事業等との整合
F-10	長田南部	緊急密集地区との整合
G-1	兵庫山麓	緊急密集地区との整合
H-1	須磨駅前	まちづくり協議会の区域との整合

【主な意見等】

委員から、人口計画の過大な見積りに基づく都市再生等には反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第4号議案：神戸国際港都建設計画防災街区の整備の方針の変更

【議案の説明】

1 見直しにあたっての経緯等

- ・ 改正都計法により、いままで「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されていた防災再開発方針が、別に都市計画として定めることとされた（法7条の2）。
- ・ 改正密集法附則に「整開保に記載されていた防災再開発方針の部分を改正法による防災再開発の方針と見なす」旨の規定が置かれているが、県都計審の答申に従い必要な見直しを行い、新たな都市計画として定める。
- ・ 見直し時期については、附則のとおり法的に期限が切られているものでないが、都市マスの決定にあわせて行う。
- ・ 公聴会までの手続きでは、「防災再開発の方針」という名称で進めてきたが、密集法の改正（12月19日施行）により、名称が「防災街区の整備の方針」に変更された。

2 制度の趣旨

密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにする。

3 防災街区の整備の方針の策定（見直し）方針

今回の策定（見直し）については、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化（合意状況）等を踏まえた区域の追加等を行う。

（1）策定内容

現在と同様に、「防災再開発促進地区」を定めることとする。

地区等名	地区の概念	定める内容
防災再開発促進地区	防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区 (事業実施の具体性があり、住民のまちづくりへの参画が得られるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域 ・再開発、整備等の主たる目標 ・防災街区の整備に関する基本的方針その他土地利用計画の概要 ・都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針 ・建築物の更新の方針

(2) 防災再開発促進地区の選定

「防災再開発促進地区」は、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を目的に、老朽化した木造の建築物が密集し、かつ生活道路が十分でなく防災上危険な状態にある密集市街地について、建築物の共同建替や道路、公園等の公共施設の整備を一体的かつ総合的に推進するために指定する。

H10年の当初選定作業時に、建物倒壊危険度、火災延焼危険度等の指標を用いて「災害危険度の高い密集市街地」を抽出済み。候補地のうち、事業の実施見込み、住民の防災まちづくりへの意識等を勘案して地区を選定する。既に整備を終えた地区については、削除又は区域を縮小する。

4 計画の概要

(1) 防災再開発促進地区の面積等の変更については、以下のとおり。

	防災再開発促進地区
現行	10地区 410ha
今回案	10地区 619ha

(2) 防災再開発促進地区で新規又は区域の拡大をとまなうものは、以下のとおり(面積精査によるものは除く)

(新規地区)

6	真野	密集事業区域、まちづくり協定締結区域
---	----	--------------------

(区域拡大地区)

1	灘西部	緊急密集地区との整合
4	兵庫山麓	緊急密集地区との整合
9	長田南部	緊急密集地区との整合

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第5号議案:東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
第6号議案:中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
第7号議案:東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
第8号議案:吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
第5～8号議案は関連案件のため一括審議

【議案の説明】

1 基本的事項

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下都市計画区域マスタープランという）は、地域の発展の方向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものである。

個々の都市計画区域を東播磨地域全体で捉える必要があること、また、都市計画区域が互いに連続しており、内容によっては関連していることから、ここでは、東播磨地域における広域都市計画方針と4区域の都市計画区域マスタープランを一体的に整理し、記述している。

特に断りのない項目は「広域都市計画方針」に関する記述であり、【東播都市計画区域】、【中都市計画区域】、【東条都市計画区域】及び【吉川都市計画区域】と示した部分は、その区域の都市計画区域マスタープランのみに関する記述である。

(1) 基本的役割

21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンとして、東播磨地域の将来像を示し、地域にかかわる人々が、これまで育んできた資源や財産を最大限に生かしながら、多様な価値観に応じた真の豊かさや、生活の楽しさを実感できる地域づくりの方向を明らかにした「東播磨地域ビジョン“ひょうごのハートランド”をめざして」が平成13年2月策定されている。

さらに、この地域ビジョンの実現を図るため、平成14年3月には、「参画と協働」のもとに県民と行政が主体的に取り組むべき目標や具体的な行動・事業を地域ビジョン推進プログラムとしてまとめたところである。

都市計画区域マスタープランは、これらの経緯を踏まえ、地域ビジョンの実現を図るため、その分野別計画のひとつとして、都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

(2) 策定区域

対象区域は、東播都市計画区域、中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域の4区域である。

なお、広域的な観点から都市計画の基本的な方向性を示す必要があるため、東播磨地域の全ての市町をこれら都市計画区域のマスタープランの策定関連区域として位置づけ策定する。

策定関連区域は東播磨地域、すなわち明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市及び加古郡2町（稲美町、播磨町）、加東郡3町（社町、滝野町、東条町）、美嚢郡1町（吉川町）、多可郡4町（中町、加美町、八千代町、黒田庄町）、の7市10町である。

都市計画区域	構成市町名	都市計画区域	
			人口(人)(H12)
東播都市計画区域	明石市	行政区域の全域	293,100
	加古川市	行政区域の全域	266,200
	西脇市	行政区域の一部	37,000
	三木市	行政区域の一部	71,700
	高砂市	行政区域の全域	96,000
	小野市	行政区域の一部	43,500
	加西市	行政区域の一部	46,600
	稲美町	行政区域の全域	32,100
	播磨町	行政区域の全域	33,800
	社町	行政区域の一部	20,000
	滝野町	行政区域の全域	11,800
東条都市計画区域	東条町	行政区域の全域	7,300
吉川都市計画区域	吉川町	行政区域の全域	9,400
中都市計画区域	中町	行政区域の全域	11,700
	加美町		
	八千代町		
	黒田庄町		

(3) 目標年次

平成12年（2000年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成22年（2010年）としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 課題と目標

(1) 背景と経緯

ア 自然的成り立ち

本地域は、兵庫県のほぼ中央に位置しており、北部の中国山地の一部である山地、北部・中部の丘陵地・台地、南部の広い平野、と様々な地形が連なっている。県下最大の加古川が東条川、千鳥川など多くの支流を持ち、地域の中央部を北から南へ流れ、瀬戸内海に注いでいる。

自然状況を見ると、森林は、ほとんどが二次林で覆われており、最も多いのがアカマツ - モチツツジ群集で、北部にはスギ、ヒノキ林や、コナラ群落等が見られる。貴重植物としては、コジイ林やウバメガシ林などがあるが、そのほとんどは社寺林である。

【東播都市計画区域】

本都市計画区域は、南部に広がる平野と南北に貫流する加古川等に沿った平野及び山地や丘陵地、台地から構成される。

森林の大部分は植林されたスギ、ヒノキ林もしくは二次林のアカマツ - モチツツジ群集、コナラ群落等である。

【中都市計画区域】

本都市計画区域は、東播磨地域の北部に位置しており、周囲を山地に囲まれた谷状盆地の形状を呈している。杉原川沿いに広い平地が開け、盆地状の地形を形成している。一帯は、中国山地の東端にあたり、比較的低い里山的風景を形成している。

【東条都市計画区域】

本都市計画区域は、東播磨地域の東部に位置し、町の中央部を東条川が貫流しており、地勢の多くは丘陵地となっている。平坦地は比較的なだらかな地形となっている。

【吉川都市計画区域】

本都市計画区域は、東播磨地域の東端に位置し、美嚢川が町の中央部東西に貫流しており、地勢は全体に比較的なだらかな地形となっている。

イ 歴史的成り立ち

本地域は、中央と西国を結ぶ交通の要所であった。西国街道を始め、丹波街道、篠山街道などが通じ、街道沿いには城下町や門前町が形成された。また、近世には、加古川の水運が発達し、それに沿って宿場町や港町が発展してきた。

江戸時代に各藩に統治されていた播磨地域は、明治4年の廃藩置県によって分割されたのち、姫路県として統合され、明治9年、兵庫県に編入された。明治22年には明石町、三木町、高砂町、加古川町の4町と7郡85村が発足。大正8年に明石町が明石市となった。その後、昭和40年代の前半にかけて、編入、合併、市制施行が行われ、今日に至っ

ている。

【東播都市計画区域】

本都市計画区域に含まれる明石市は大正 8 年に発足、他の市町は昭和25年から42年にかけて発足し、本都市計画区域については、昭和46年に指定され、昭和55年に一部変更し、現在に至る。

【中都市計画区域】

中都市計画区域を含む中町は大正 13 年の町制施行により発足し、都市計画区域については、昭和 36 年に本都市計画区域が指定され、現在に至っている。

【東条都市計画区域】

東条都市計画区域を含む東条町は上東条村と中東条村との合併により昭和30年に発足し、現在に至っている、都市計画区域については、昭和58年に本都市計画区域が指定され、現在に至っている。

【吉川都市計画区域】

吉川都市計画区域を含む吉川町は合併により昭和 30 年に発足し、昭和 60 年に本都市計画区域が指定され、現在に至っている。

本都市計画区域は、東播磨地域の東端に位置し、中国自動車道、J R 福知山線の複線化等による、東西交通網の整備により、阪神間との関係を強めている。

ウ 人口の動向

本地域の人口は平成12年の国勢調査によると、1,019,517人であり、県全体5,550,574人の約18.4%を占めている。

明治以降では、明治から大正にかけての一時期減少するものの、その後は一貫して増加が続いており、平成 7 年に100万人に達した。しかし、平成 7 年から平成12年にかけては、明石市や加古川市など 8 市町で増加したことにより地域全体の増加がみられるものの、西脇市や東条町など 9 市町で減少し、増加傾向に歯止めがかかりつつある。

東播磨地域の人口と世帯数の伸び率

構成市町名	人口			世帯数		
	平成7年	平成12年	伸び率 (H12/H7)	平成7年	平成12年	伸び率 (H12/H7)
明石市	287,606	293,117	1.02	100,889	107,429	1.06
加古川市	260,567	266,170	1.02	83,409	89,328	1.07
西脇市	38,257	37,768	0.99	11,757	12,421	1.06
三木市	78,653	76,682	0.97	23,411	24,088	1.03
高砂市	97,632	96,020	0.98	31,709	32,565	1.03
小野市	48,214	49,432	1.03	13,856	14,850	1.07
加西市	51,706	51,104	0.99	13,881	14,615	1.05
稲美町	31,377	32,054	1.02	8,559	9,434	1.10
播磨町	33,583	33,766	1.01	10,798	11,376	1.05
社町	21,415	21,545	1.01	6,267	6,831	1.09
滝野町	10,823	11,823	1.09	3,246	3,771	1.16
東条町	7,505	7,320	0.98	2,031	2,126	1.05
吉川町	7,909	9,435	1.19	1,904	2,429	1.28
中町	11,698	11,686	1.00	3,007	3,125	1.04
加美町	7,476	7,439	1.00	1,816	1,892	1.04
八千代町	6,266	6,206	0.99	1,511	1,587	1.05
黒田庄町	8,082	7,950	0.98	2,100	2,209	1.05
合計	1,008,769	1,019,517	1.01	320,151	340,076	1.06

【東播都市計画区域】

国勢調査による

本都市計画区域を含む7市4町の人口は、平成12年の国勢調査によると969,481人であり、平成7年の959,833人と比較して1.0%増加している。都市計画区域人口は平成12年で951,800人である。

【中都市計画区域】

本都市計画区域を含む中町の人口は平成12年の国勢調査によると11,686人であり、平成7年の11,698人と比較して微減となっている。

【東条都市計画区域】

本都市計画区域を含む東条町の人口は平成12年の国勢調査によると7,320人であり、平成7年の7,505人と比較して減少している。

【吉川都市計画区域】

本都市計画区域を含む吉川町の人口は平成12年の国勢調査によると9,435人であり、平成7年の7,909人と比較して増加している。

エ 産業の動向

平成12年の本地域での就業構造は、第2次産業が37.7%を占めており、県全体の30.9%と比較して高いことが特徴である。平成7年と比較すると、第1次産業の割合が2.4%から1.8%に減少している一方で、第2次産業の割合が37.3%から37.7%へ、第3次産業が57.3%から60.9%へとその比率を高めている。

農業は、平成7年から平成12年にかけて専業農家、兼業農家はあわせて31,206戸から28,655戸へ2,551戸(8.2%)減少しており、全体の経営耕地面積も18,251haから17,433haへ817ha(4.5%)減少しているなど、全体的に縮小傾向である。

商工業については、平成7年から12年にかけて製造品出荷額等が38,732億円から37,979

億円へ753億円（1.9%）減少しており、年間商品販売額も平成6年から11年にかけて23,771億円から20,183億円へ3,588億円（15.1%）減少している。

【東播都市計画区域】

平成12年の就業構造は、第1次産業1.7%、第2次産業37.3%、第3次産業61.0%であり、平成7年と比較すると、第1次、2次産業が減り、第3次産業が増加している。

農業は、平成7年から平成12年にかけて専業農家、兼業農家はあわせて26,054戸から23,874戸へ2,180戸（8.4%）減少しており、全体の経営耕地面積も1,497,679haから1,389,770haへ107,909ha（7.2%）減少している。

商工業については、平成6年から平成11年にかけて、製造品出荷額等は増加、年間商品販売額は減少している。

【中都市計画区域】

平成12年の就業構造は、第1次産業3.3%、第2次産業49.0%、第3次産業47.6%であり、平成7年と比較すると、第1次、第2次産業が減り、第3次産業が増加している。

農業については、平成7年から12年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成7年から平成12年にかけて、製造品出荷額等が減少、年間商品販売額が増加している。

【東条都市計画区域】

平成12年の就業構造は、第1次産業9.1%、第2次産業37.0%、第3次産業53.9%であり、平成7年と比較すると、第1次、第2次産業が減り、第3次産業が増加している。

農業については、平成7年から12年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成7年から平成12年にかけて、製造品出荷額等が増加、年間商品販売額が減少している。

【吉川都市計画区域】

平成12年の就業構造は、第1次産業13.1%、第2次産業28.0%、第3次産業58.9%であり、平成7年と比較すると、第1次、第2次産業が減り、第3次産業が増加している。

農業については、平成7年から12年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成7年から平成12年にかけて、製造品出荷額等が減少、年間商品販売額が増加している。

オ 都市整備

加古川流域を中心に広がる本地域では、交通手段として水運が発達してきたが、明治になると神戸 - 姫路間の山陽鉄道の開通や加古川流域を結ぶ播磨鉄道の営業開始を始め鉄道網が整備され、次第に置き換えられていった。

戦前から戦後にかけて、鉄道網が充実してくると大阪、神戸方面との結びつきが強くなり、明石市、加古川市、三木市等は、大阪、神戸のベッドタウンとしての性格を持つようになり、農地や丘陵地において土地区画整理事業等による大規模な住宅地開発が進んだ。

一方、大規模工場用地の創出を目的に、臨海部において、土地区画整理事業や工業用水供給事業等の産業基盤整備が進められた。明石市においては、戦災復興土地区画整理事業により、都市計画道路の整備等が進められた。

また、昭和47年には山陽新幹線、昭和50年には中国自動車道、平成9年に山陽自動車道が開通し、広域連携が図られることとなった。

公園としては、緑の回廊構想の一貫として昭和53年に県立公園として最大規模の播磨中央公園（滝野町）が開園、その後、滞在型レクリエーション拠点として北播磨余暇村公園（中町）、明石西公園（明石市、神戸市西区）が開園している。三木市においては、広域防災拠点として三木総合防災公園が整備中である。

また、三木市東部の山陽自動車道三木東インターチェンジ周辺において、ひょうご情報公園都市の整備が進められている。

【東播都市計画区域】

明治時代、印南野台地での綿花栽培から米作への転換のための淡河川、山田川疎水事業が進められた。明治21年には山陽鉄道の開通に伴い、昭和10年ごろからは明石市において、土地区画整理事業による宅地整備が始められた。

一方、臨海部においては、昭和7年以降、明石、加古川や高砂で工場の立地のための工業用地整備が進められた。

戦後になると、戦災復興土地区画整理事業が明石市で始まり、最終的に145haについて事業が行われた。昭和30年代後半以降には明石、加古川、三木、小野等では鉄道電化等が進むにつれ、ベッドタウンとして宅地造成を目的とした土地区画整理事業等の市街地整備事業が行われた。また、現在三木市東部において、ひょうご情報公園都市の整備が進められている。

昭和53年、滝野町の播磨中央公園、平成7年に神戸市と明石市の市境にかけて明石西公園が開園している。また、三木市には、三木総合防災公園の整備が進行中である。

【中都市計画区域】

国道 427 号を軸に主要地方道中北条線等により広域及び地域内交通網が形成されている。

J R 鍛冶屋線により、西脇市と結ばれていたが、平成2年に廃止され、その後はバスの運行により公共交通が確保されている。

また、昭和62年、北播磨余暇村公園が開設されたほか、ゴルフ場等レクリエーション

施設が各所に設けられている。平成3年には、仕出原川に糞屋ダムが完成した。

【東条都市計画区域】

優れた自然の風景地を有する東条湖とその周辺地域は、昭和32年に県立自然公園に指定されるなど豊富な観光・レクリエーション資源を有している。

また、平成8年に完成した中国自動車道ひょうご東条インターチェンジに近接して、南山土地区画整理事業が実施され、企業立地と住宅地の分譲による職住近接型の複合型新市街地の形成が進んでいる。町の既成市街地である天神地区においても、土地区画整理事業が進められており都市的土地利用の整備が進められている。

【吉川都市計画区域】

昭和49年、中国自動車道吉川インターチェンジが設置された。また、中国自動車道、舞鶴若狭自動車道を結ぶ吉川ジャンクションが昭和63年に整備されたことにより、阪神地域や中国地方、また舞鶴、若狭方面との連絡性が向上している。

平成7年から吉川ニュータウンみなぎ台の入居が始まり、新たなコミュニティが形成されている。さらに、レクリエーション施設として、ゴルフ場が各所に開発され利用客も多い。

(2) 都市計画の課題

ア 地域間交流の促進や都市機能の相互補完を高める交通網の充実

本地域においては、古くから交通の要所として各地との連携を深めてきたが、近年では緑豊かな広域公園などの多彩なレクリエーションの拠点となる施設等がバランス良く配置されており、貴重な歴史・文化遺産や豊かな水と緑の自然にも恵まれていることから、それらを活かした交流の促進が期待されている。

このため、豊かな地域資源を活かした交流の促進や都市機能の相互補完性の向上等のため、東西軸に比べて不足している南北交通軸の充実を図るなど、国道を始めとする地域内の交通網の充実を図っていくことが必要である。

イ 地域の活力を生み出す産業を強化するための産業基盤整備

本地域の臨海部においては重化学工業が発達してきたが、近年では重厚長大型産業の移転が進み、遊休地の増加が見られることから、工場の再配置等を進めていくとともに産業の高度化、多様化などの変化に対応していく必要がある。

また、高速道路のインターチェンジ周辺等に配置されている内陸部の産業団地等においても、その広域連携軸に接する立地条件を活かしつつ産業の高度化、多様化などの変化に対応できる産業基盤整備を進めていく必要がある。

ウ 秩序ある市街地の形成による安心して住み続けられる居住環境の形成

本地域は、阪神方面への通勤圏にあり、人口の増加に伴い広大な平野に住宅地等の市街地が発達してきたが、急激な都市化が進んだため低密度のまま市街地が拡大し、道路や公園、下水道などの都市基盤整備が遅れるとともに、歴史性のある愛着ある風景が喪失するなどの問題が生じている。今後も人口の増加が予想される地域もあることから、市街地のスプロール化を抑制し、秩序ある良好な市街地の形成を図っていく必要がある。

エ 豊かな水と緑の自然環境の維持・保全

本地域は、加古川が地域の中央を流れており、水運が発達するなど古くから地域の生活を支えてきた歴史を持つ。その流域には、鬮龍灘や無数のため池を含む田園風景が広がり、北部の山地・丘陵地の森林には豊かな自然が残されているなど、東播磨地域らしい景観を形成している。今後もこれらの加古川を中心とする豊かな水と緑の自然環境を維持・保全していくことが必要である。

(3) 都市計画の目標

ア 都市計画の基本理念

21世紀兵庫長期ビジョンのなかの「東播磨地域ビジョン」では、東播磨地域を「ひとの個性とまちの魅力が輝き、そしてつながりで輝きが増す」ひょうごのハートランドとして捉え、その実現を目指すためのプログラム等を定めている。

これらの考え方を踏まえ、次に都市計画区域における都市づくりの基本理念と基本目標を示す。

(ア) 基本理念

安全・安心のあたたかくささえあう地域を実現するとともに、人と人とのふれあい、地域との交流のなかから、人が育ち、誰もが自分らしさを選択できる自分創造地域を実現する。水と緑を守り、活かし、伝える循環型地域を実現しつつ、新しい豊かさと活力を生み出す産業元気地域を創る。

なお、都市づくりにあたっては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべく、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

(イ) 基本目標

a 活発な交流や産業を支える交通基盤づくり

豊かな自然環境やこれまでに整備されてきたスポーツ・レクリエーション施設などを活用した地域内外の交流を促進し、また、都市機能の相互補完、地域の活力を生み出す産業を支える道路・鉄道などの交通基盤の整った区域を目指す。

b 新しい豊かさと活力を生み出す産業都市づくり

臨海部の工業地帯及び内陸部の地場産業について時代に対応した産業基盤整備や、新産業創造拠点を目指す新たな都市づくりなど、東播磨地域の高速道路や立地条件を活かしつつ、都市計画区域の地域特性に応じた活力を生み出す産業都市づくりを目指す。

c 安全・安心のあたたかい地域づくり

播磨地域の広大な平野に広がる田園環境や森林等の個性豊かな自然環境との調和を図るとともに、人口高齢化や阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた防災に配慮した良好な市街地の形成により、いつまでも安心して住み続けられる快適な居住環境の実現を目指す。

d 水と緑を守り、活かし、伝える循環型の地域づくり

東播磨地域には、美しい瀬戸内海の海岸線、県下最大の河川である加古川やダム、ため池、北部山地の森林など、数多くの水と緑の空間があり、都市計画区域においては、これらを東播磨地域のシンボルとして保全を図る。また、人々が憩い、遊び、楽しむ交流の空間として活用するとともに、環境への負荷が少ないライフスタイルやリサイクル等に取り組みつつ、自然、親水空間、緑地、公園、街路樹、庭や生け垣などを活かしたまちづくりを目指す。

【中・東条・吉川都市計画区域】

イ 人口及び産業等の将来見通し

(ア) 人口

都市計画区域の将来（平成22年）におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

	平成12年	平成22年
中都市計画区域	11.7千人	おおむね 11千人
東条都市計画区域	7.3千人	おおむね 8千人
吉川都市計画区域	9.4千人	おおむね 8千人

(イ) 産業

生産規模については、今後の参画と協働による様々な取り組みや県及び関係市町における政策効果も考慮し、製造品出荷額等、年間販売額ともに増加することが考えられ、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少するのに対し、第3次産業は増加し、第3次産業へシフトする傾向が考えられる。

ウ 都市構造、主要都市機能の配置方針

都市計画区域マスタープランを広域的な観点から、基本的な方向性を示すため、様々な都市機能が集積する「拠点」、それらを結びつける「軸」、並びに、森林等の連続した自然的環境である「緑の骨格」の3つの要素による東播磨地域の将来の都市構造を表す。

(ア) 東播磨地域における拠点

- ・中心都市拠点：明石市及び加古川市の中心市街地を本地域の中心都市拠点と位置づけ、本地域全体を対象とした行政、商業・業務、サービスなど都市機能の整備を図る。
- ・都市拠点：各市町の中心市街地を都市拠点と位置づけ、交通ターミナル機能、商業・業務・サービス等機能の充実を図る。
- ・特定都市機能拠点：県立公園、重要港湾、文化レクリエーション拠点、広域防災拠点、主要駅を特定都市機能拠点と位置づけ、各機能の充実を図る。

(イ) 東播磨地域における連携軸

- ・広域連携軸：西播磨、阪神及び丹波地域方面を結ぶ軸を広域連携軸と位置づけ、各地域との連携の強化を図る。
- ・地域内連携軸：各市町を結ぶ軸を地域内連携軸と位置づけ、本地域内における連携と広域連携軸へのアクセス強化を図る。

(ウ) 東播磨地域における緑の骨格

- ・緑の骨格軸：丘陵地の森林や加古川などの連続した自然的環境である森林、河川等を緑の骨格と位置づけ、景観形成や防災、環境保全など、さまざまな役割を果たす緑のネットワークの形成を図る。

3 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

東播都市計画区域は、主に臨海部において現在まで企業の進出等により人口が増加し、今後も阪神地域の外縁地域として市街地の拡大が見込まれる一方、近年の人口流入に対応し、内陸部を中心に新市街地における計画的な開発等を適切に誘導する必要がある。一方、東播都市計画区域は多くの恵まれた自然環境を有しており、これらを保全・活用しながら自然環境と調和した居住環境や産業基盤の整備を図り、快適なまちづくりを進めていくことが必要である。

これらから、東播都市計画区域において区域区分を定める。

東条、吉川及び中都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は類推しがたい。このため、地域特性をふまえた都市計画の実現にあたり、地方部の特性を活かしたまちづくりを支援する視点から、県として

は、広域的、包括的な土地利用の誘導、規制手法である区域区分の都市計画を定め
ないものとする。

【東播都市計画区域】

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	952千人	おおむね 1,031千人
市街化区域内人口	748千人	おおむね 837千人

市街化区域内人口は、保留人口を含む

イ 産業の規模

生産規模については、今後の参画と協働による様々な取り組みや県及び関係市町にお
ける政策効果も考慮し、製造品出荷額等、年間販売額ともに増加することが考えられ、
就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少するのに対し、第3次産業は増
加し、第3次産業へシフトする傾向が考えられる。

		平成12年		平成22年	
生産規模	製造品出荷額等	36,992億円		40,359億円	
	商品販売額	19,566億円		24,361億円	
就業構造	第1次産業	7.6千人	1.7%	5.3千人	1.1%
	第2次産業	164.2千人	37.3%	170.2千人	33.9%
	第3次産業	269.1千人	61.0%	326.4千人	65.0%

商品販売額は平成11年のデータ

製造品出荷額等：製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額
の合計

商品販売額：卸売販売額、小売販売額、飲食部門販売額の合計

ウ 市街化区域の概ねの規模

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並び
に計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定す
る。

	平成12年	平成22年
市街化区域面積	おおむね 14,478ha	おおむね 14,621ha

保留人口を収容する面積は含まない

4 基本の方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

本地域の臨海部は、連たんして市街地を形成し、内陸部にあつては、それぞれに地場産業を有し、特色ある都市を形成しており、各都市の整備目標を尊重しながら、施設や機能を相互に補完しあう秩序ある都市圏の形成を目指し、次の方針に基づき計画的な土地利用を推進する。

このため、地域のあるべき姿を実現する手段として、また地区の個性を活かした魅力あるまちづくりを支援する観点などから、利用目的によって建築物などについて必要な制限を課すことにより土地の合理的な利用を誘導すべき区域については、用途地域制度の活用により、土地利用の健全な発展と秩序ある整備を図る。

さらに、用途地域を補完する制度として、地区計画、防火・準防火地域及び特別用途地域等の活用により地区の特性に応じたきめ細かな規制誘導を図る。

イ 主要用途の配置、整備の方針

(ア) 商業・業務地

商業・業務地を日常生活の拠点となっている交通の結節点等に配置し、中心商業・業務地としては、明石市及び加古川市のJR主要駅を中心とする地区に配置する。

中心商業・業務地は、古くから交通の結節点として発展してきたところであるが、その後背地域は人口の流入等によって市街地が拡大されてきたのに対して、道路その他の交通施設整備の立ち遅れなどにより機能の低下が危惧される状態にある。このため、これらの地区においては、交通施設の整備を促進するとともに地域の一体的整備による土地の高度利用を推進し、都市機能の向上を図る。

一般商業・業務地は、中心商業・業務地の周辺部のほか主な鉄道駅周辺に配置するとともに、一団のまとまった住宅市街地にあつては、日常生活圏を考慮し地域内幹線道路の結節する地区等に適正に配置し、日常購買施設等の集積を図る。

(イ) 工業地

本地域の臨海部は、埋立地及びその周辺部において大規模工場が立地している。その後背地の平地部は、国道をはじめ主要幹線道路沿いに多くの工場が進出し、同時に住宅地も拡大したことによって住工混在の状況となっている。

近年、産業構造の変化によって臨海部の重厚長大型産業の移転が進行しており、本地域においても、遊休地の増加に対応するため、既成の工業地との関係を維持しながら、計画的な工業地の再配置、土地利用の転換等について積極的に検討を進める。

内陸部にあつては、中国自動車道、山陽自動車道などのインターチェンジ周辺、臨海

部と内陸部とをつなぐ幹線道路沿道に一団の工業地を配置して、地場産業の近代化の促進を図るとともに研究開発型産業等の誘致を推進する。

また、山陽自動車道三木東インターチェンジ付近に情報活用型産業を中心とした新産業創造拠点の形成と防災に関する各種実験研究を行う施設の誘致を推進する。

(ウ) 流通業務地

既成市街地の交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、東播磨南北道路の沿線や、中国自動車道及び山陽自動車道のインターチェンジ周辺の適地において流通業務地の配置、整備を図る。

(エ) 住宅地

新たな産業の立地や周辺地域からの世帯分離等による人口増加の受け皿やライフスタイル、ライフステージに対応した住まい方の提案として、周辺環境との調和に配慮した新たな住宅地の配置を図る。さらに、既成市街地や農山漁村集落等においても、防災面やコミュニティ維持の観点から豊かな自然環境との調和やバリアフリーに配慮した住宅地の配置を図る。

このため土地区画整理事業を主体としながら、幹線道路、区画道路、公園、下水道及び教育施設等の施設整備を推進し、市街化区域内農地等の宅地化を促進するとともに、内陸部においては、一団の計画的住宅地開発の促進を図る。

【東播都市計画区域】

(ア) 商業・業務地

中心商業・業務地は、明石市及び加古川市に配置することとし、それぞれ主要ＪＲ駅周辺において、土地の高度利用と併せ商業業務施設の集積を促進し機能の向上を図る。

一般商業・業務地は、中心商業・業務地の周辺部のほか、日常生活の利便性を考慮して、交通拠点となっている鉄道駅周辺及び一団の住宅地の中心地等に適正に配置し、その整備を図る。

(イ) 工業地

工業の高度化及び多様化に対応する優れた生産・流通環境を備えた工業地とし、先進的工業の受け入れを図るため、海運交通の利便を活かし、明石市や加古川市、播磨町、高砂市の臨海部に工業地を配置するとともに、内陸部においても高速道路のインターチェンジ周辺等にも配置を図り、既存の産業団地の利活用に加え、新たな整備を図る。三木市東部においては、新産業創造拠点としてひょうご情報公園都市を配置する。

(ウ) 流通業務地

臨海部や山陽自動車道、中国自動車道のインターチェンジ周辺の適地に流通業務地を

配置する。臨海部では都市計画道路垂水志方線以北の東播磨南北道路の沿線及び尾上小野線の沿線に、内陸部では山陽自動車道の三木小野インターチェンジ周辺及び中国自動車道の滝野社インターチェンジ周辺に流通業務地を配置し整備を進める。

(エ) 住宅地

中心商業業務地周辺部の住宅地は、都市施設の整備と併せて建物の中層化を促進し、土地の高度利用を図る。臨海部の工業地に隣接する地区においては、緑地等による緩衝地帯を設け居住環境の保全を図る。内陸部においては、交通条件と豊かな自然環境を活かした居住環境の整備を図る。

今後の人口及び世帯の増加並びに住宅需要の多様化に対処するため、新たな住宅地の計画的開発を促進する。

また、地域住民の参画と協働により土地区画整理事業等面整備を推進し、道路、公園等の施設整備と合わせて公民館や集会所等の公益施設の充実を図るとともに、地区計画制度等を活用し、良好な住宅地の形成を図る。

木造老朽建築物や細街路からなる密集した市街地では、面整備や地区計画などにより、木造老朽住宅の建替え促進や生活道路の整備などを進め、居住環境の改善を図る。

さらに、安全で安心して生活できる地域づくりを目指すため、防犯に配慮した居住環境整備を図る。

【中都市計画区域】

(ア) 商業・業務地

町の中心部において、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

(イ) 住宅地

既成市街地周辺を住宅地として位置づけ、その整備を推進し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

【東条都市計画区域】

(ア) 商業・業務地

町の中心部において、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。また、南山地区の新市街地においても、新たな商業・業務地の配置を図る。

(イ) 工業地

南山地区の新市街地において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業団地の形成を図る。

(ウ) 流通業務地

中国自動車道ひょうご東条インターチェンジ周辺においてその有利な立地条件を活かし、適切に流通業務施設の整備を図る。

(エ) 住宅地

町の中心部の周辺や南山地区の新市街地において、魅力ある定住環境の形成を図る。

【吉川都市計画区域】

(ア) 商業・業務地

町の中心部において、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

(イ) 工業地

吉川産業団地において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業団地の形成を図る。

(ウ) 住宅地

吉川ニュータウンの宅地分譲を行い住宅地の形成を図るとともに、定住促進のための公営住宅の配置、整備を図る。

また、既成市街地周辺も住宅地として位置づけ、その整備を推進し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

【東播都市計画区域】

ウ 市街化調整区域の土地利用の方針

(ア) 優良な農地との健全な調和に関する方針

都市近郊農業としての発展が期待される優良な農地を保全するなど、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の形成を図る。

(イ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域で、市街化区域と一体的な生活圏を構成し、相当程度公共施設整備が行われており、市街化区域の計画的な整備に影響を与えるおそれのないなど、一定の地域については、自然環境等と調整を行い、適切な都市的土地利用を図る。

(ウ) 計画的な市街地整備の実現に関する方針

市街化調整区域内で、新たに市街化区域に編入する区域は、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が確実に行われる区域とする。また、その他計画的な整備、開発の見通しのある区域については、今後、その整備の見通しが明らかになった段階で、農林業等との調整を行いながら保留フレームの活用等により、随時市街化区域に編入する。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

本地域においては、豊かな自然環境を保全・再生するとともに教育・レクリエーション等での活用を図る。また、地域の貴重な自然的・歴史的資源と調和した景観形成を図るため、適切な地域制緑地の指定を行う。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(ア) 環境保全系統

本地域の北部の森林や南北に貫流する加古川とほぼ中央部に東西に広がる丘陵地、さらに地域内に存する大小多くのため池などからなる地域環境は、本地域の特色ある都市形態の骨格を形成する緑地として保全を図る。

(イ) 景観形成系統

都市をとりまく緑地のうち、景観上重要な緑地として、北部の山地、加古川及び市街地に面する丘陵地等を位置づけ、保全、整備を図る。

【東播都市計画区域】

北部山地や丘陵地、加古川をはじめとする河川、水路、湖沼、ため池の水辺空間等の自然的要素を地域景観の骨格および貴重な自然環境として保全及び活用を図る。

また、森林においては、乱開発の防止とともに、土砂流出、崩壊防止等を図る。

【中都市計画区域】

山間部の森林や杉原、思出川等の豊かな自然環境を本都市計画区域の緑の骨格及び代表的な景観要素として位置づけ、保全、整備を図る。

また、森林においては、乱開発の防止とともに土砂流出、崩壊防止等を図る。

【東条都市計画区域】

山間部の森林や東条川、東条湖等の豊かな自然環境を本都市計画区域の緑の骨格及び代表的な景観要素として位置づけ、保全、整備を図る。

また、森林においては、乱開発の防止とともに土砂流出、崩壊防止等を図る。

【吉川都市計画区域】

山間部の森林や北谷川、美嚙川等の豊かな自然環境を本都市計画区域の緑の骨格及び代表的な景観要素として位置づけ、保全、整備を図る。

また、森林においては、乱開発の防止とともに土砂流出、崩壊防止等を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本地域は、古くは、加古川の水運、瀬戸内海の水運、西国街道などを活用し、人・もの・文化の交流の場として栄えた地域であり、近年は阪神大都市圏の外縁地域として市街地が拡大してきた。また、今後も当分の間、拡大が見込まれる一方、県下最大の河川である加古川流域圏の確立を目指している。

このため、阪神大都市圏との連携強化、臨海部と内陸部の有機的連携を図る交通施設の整備を推進する。

また、県下全域の総合的な防災拠点となる三木総合防災公園へのアクセス機能を確保し、災害に強い総合交通体系を確立する。さらに、ひょうご情報公園都市等の地域整備プロジェクトを支援するとともに、広域的な交流拡大に資する交通施設の整備を進める。

これらの整備に際しては、高齢社会に対応するため、歩行者空間の確保を図り、バリアフリー化等による移動の円滑化を図るとともに、加古川を中心とする数多くの水と緑の空間などの環境にも十分配慮するものとする。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 道路

各種交通機能に適合し、土地利用計画に整合し、かつ、災害にも強く代替性のある道路網の形成を目指し、以下の方針により道路整備を推進する。

a 自動車専用道路等

臨海部と内陸部との連携強化及び内外交通に対応するため、東播磨南北道路の(仮称)第3ランプ以北の計画を策定し、全線の整備を推進するとともに、東播丹波連絡道路の整備を推進する。

また、姫路都市圏と神戸都市圏間の増大する交流に対応するため、神戸姫路間道路について検討する。

b 主要幹線道路、幹線道路

都市間の連携のため、国道2号、国道175号、(都)高砂北条線等主要幹線道路の整備を推進する。また、都市内の交通需要に対応するため、(都)大蔵朝霧線、(都)加古川別府港線、(都)志染神戸線等幹線道路の整備を推進する。また、自転車歩行者空間を確保し、安全で快適な街づくりを推進する。

c その他の道路

上位道路の機能を補完するため、補助幹線道路、区画道路等の整備を推進し、土地利用計画と整合のとれた都市空間の確保を図る。また、自転車歩行者空間を確保し、安全で快適な街づくりを推進する。

d 鉄道との立体交差化

自動車交通等の利便性を確保し、鉄道輸送の安全と強化を図るため、ＪＲ山陽本線等及び山陽電鉄本線の連続立体交差化を推進し、あわせて周辺関連道路施設の整備を推進する。

(イ) 駅前広場

各種交通機関の連携を図るため、交通結節点として、ＪＲ加古川駅前広場（北）等の整備を推進する。

(ウ) 鉄道

交通利便性の向上や円滑な物流システムの構築を図るため、計画的な整備・充実を推進する。

ＪＲ加古川線については輸送需要等を勘案し、輸送力の増強を図るとともに、災害時の代替性の向上を図るため、電化整備を推進する。また、神戸電鉄粟生線の輸送需要と利便性等を勘案しながら複線化等を推進する。

(エ) 港湾(海上交通)

臨海工業地帯の物流拠点として整備を推進する。また、快適で潤いのある港湾環境の創造を図る。

【東播都市計画区域】

(ア) 道路

地域間の連携強化や交通利便性及び防災性の向上等の観点から望ましい道路網の構築に向けて、幹線道路、補助幹線道路、生活道路など計画的な整備を推進する。特に、広域的な交通に対応するため、東播磨南北道路、東播丹波連絡道路、国道２号、国道175号及び国道372号等の整備を推進する。

また、地域の中心都市である明石市、加古川市においては、整備が遅れている南北方向の幹線道路整備を推進する。

あわせて、ＪＲ山陽本線等の加古川駅周辺および山陽電鉄本線の明石川 - 林崎松江海岸駅間の連続立体交差化を推進し、円滑な交通処理を行う。

(イ) 駅前広場

ＪＲ山陽本線加古川駅、東加古川駅、魚住駅等および山陽電鉄西新町駅、西二見駅において、交通結節点としての機能向上を図るため、駅前広場の整備を推進する。

(ウ) 鉄道

ＪＲ山陽本線東加古川駅、魚住駅、土山駅の橋上化により、交通拠点機能の向上を図るとともに、ＪＲ加古川線の電化を推進する。

また、明石市の西二見地区において、地域の活性化や利便性の向上を図るため、山陽電鉄西二見駅を新設する。

(工) 港湾(海上交通)

東播磨港については、臨海工業地帯における重要な物流拠点としての港湾機能の強化を図る。明石港は中心市街地の南の拠点にふさわしい機能を備えた港湾として整備を推進する。

【中都市計画区域】

本都市計画区域の南北主要幹線道路である国道427号等の整備を推進し、主要地方道中北条線等と共に本都市計画区域内における道路網の形成を図る。

【東条都市計画区域】

主要地方道小野藍本線等の幹線道路の整備を推進し、本都市計画区域と阪神方面、西播磨地域等との連携強化を図る中国自動車道、本都市計画区域の骨格的な道路である主要地方道西脇三田線等を中心とした道路網の形成を図る。

【吉川都市計画区域】

主要幹線道路である主要地方道西脇三田線の整備を推進し、本都市計画区域と阪神方面、西播磨地域等との連携強化を図る中国自動車道、本都市計画区域の骨格的な道路である国道428号等を中心とした道路網の形成を図る。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

本地域は、中央を南北に貫流する加古川、ほぼ中央部に東西に広がり県立自然公園となっている播磨中部丘陵地、内陸部で本地域の外郭を形成している山地を有し、臨海部は沿岸部の工業地帯とそれに続く広い市街地、内陸部は点在する市街地及び周辺の田園的な広がり構成されている。

臨海部においては、人口、産業の集積によって市街地が急速に拡大しているなかで、公園緑地が不足している。一方、内陸部にあっては、新たな開発の可能性を有しており、緑地の保全と調和した市街地の整備を進めていく必要がある。

このため、緑地の持つ都市の環境保全、レクリエーション利用、防災及び景観形成等の諸機能を考慮して、各都市の実情及び今後の都市化の動向をふまえて適正に公園緑地を配置し、自然と共生する環境適合型社会の形成を目指すとともに、災害に強く健康でかつ文化的な都市づくりを推進する。

播磨灘に面した明石市、加古川市及び高砂市は、早くから単独公共下水道として下水道の整備に着手してきた。その他の都市にあっては、臨海部は加古川下流流域下水道、内陸部は加古川上流流域下水道が計画され、その関連公共下水道として整備を進めており、加古川上流流域下水道については、平成2年度当初に供用を開始し、加古川下流流域下水道

については平成4年度当初に供用を開始している。さらに、東条町、吉川町、中町等においても、単独公共下水道の整備を推進している。

今後も、生活環境の改善及び公共用水域の水質改善を図るとともに、災害時にも機能が損なわれないよう、積極的に整備を推進する。

また、洪水に対応する治水安全度の向上を図るため、保水・遊水機能を確保するとともに河川改修を促進する。

さらに、かつての人と川との関わりを取り戻し、人々の生活に溶け込んだ川づくりを行うために、生態系の保全や再生を図ると同時に、気軽に川と接することのできる空間としての河川環境の整備を目指すとともに、災害時における、延焼防止、避難空間、救援活動等のための空間としての役割にも配慮しながら整備を推進する。

イ 主要な施設等の配置、整備の方針

(ア) 公園・緑地

a 環境保全系統

市街地の史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林等を利用し、動・植物の生息環境にも配慮して緑地を配置するほか都市基幹公園等を適正に配置し、また、臨海部においては、なぎさの再生やパブリックアクセスの整備を図り、これらの緑地、公園の保全、整備を推進し、生活環境の向上を図る。

b レクリエーション系統

都市人口、交通条件、都市施設の配置などを勘案し、都市公園の適正な配置を図る。日常的なレクリエーション活動に対しては、歩いていけるような住区基幹公園、また、スポーツ、散策等に対しては、都市基幹公園、ポートパーク等の適正な配置を図る。さらに、市街地周辺の自然を活かした風致公園、広域公園等を、緑の骨格軸となる加古川等とのつながりを考慮して配置する。

c 防災系統

地震、火災、水害等の都市災害に対しては、防災上の拠点、避難地、避難路等として機能する公園緑地を以下の方針により段階的、系統的に配置する。

(a) 災害時に緊急避難地や地域における復旧・復興活動の拠点となる、住区基幹公園を中心とした地域の防災拠点となる公園の整備。

(b) 緊急物資の備蓄、集配場所、広域的な防災活動拠点としての総合公園等の整備。

(c) 臨海部の工業地帯と住宅地の間及び内陸部の工業団地の周辺部には緩衝機能を有する緑地の整備。

d 景観形成系統

市街地内等で、都市のランドマーク・シンボルマークとなるような丘陵地、ため池及び残存樹林地、さらに史跡、文化財と一体となった緑地及び社寺林等について積極的に保全を図る。

【東播都市計画区域】

a 環境保全系統

加古川を緑の骨格として保全を図る。また、明石公園をはじめとする市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全・創造を図る。

b レクリエーション系統

住民に身近な公園として、ユニバーサルデザインに配慮した質の高い住区レベルの公園整備を推進する。

また、海岸や河川などでは親水性のある水辺空間の整備を推進し、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

c 防災系統

避難場所としての視点から、都市公園等の適切な配置を行う。

また、市街地内の樹林地については、景観や防災上重要な役割を果たす緑地として、その保全に努める。

d 景観形成系統

市街地内で都市のランドマーク、シンボルマークとなるような明石公園をはじめとする樹林地、明石海浜公園などの緑地について積極的に保全整備を図る。

【中都市計画区域】

a 環境保全系統

杉原川、思出川を都市の骨格を形成する緑地として保全を図る。また、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

町民等に親しまれている北播磨余暇村公園等の施設充実を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、住区基幹公園等の適正な公園整備を図る。

c 防災系統

避難場所としての視点から、都市公園等の適切な配置を行う。

d 景観形成系統

市街地内等で周辺地域との調和に配慮したオープンスペースを確保するほか、史跡、

文化財等と一体となった緑地及び丘陵地等についての保全・整備を図る。

【東条都市計画区域】

a 環境保全系統

東条川を都市の骨格を形成する緑地として保全を図る。また、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

町民等に親しまれている公園等の施設充実を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、住区基幹公園等の適正な公園整備を図る。

c 防災系統

避難場所としての視点から、都市公園等の適切な配置を行う。

d 景観形成系統

市街地内等で周辺地域との調和に配慮したオープンスペースを確保するほか、史跡、文化財等と一体となった緑地及び丘陵地等についての保全・整備を図る。

【吉川都市計画区域】

a 環境保全系統

北谷川、美囊川を都市の骨格を形成する緑地として保全を図る。また、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

町民等に親しまれている公園等の施設充実を図る。さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、住区基幹公園等の適正な公園整備を図る。

c 防災系統

避難場所としての視点から、都市公園等の適切な配置を行う。

d 景観形成系統

市街地内等で周辺地域との調和に配慮したオープンスペースを確保するほか、史跡、文化財等と一体となった緑地及び丘陵地等についての保全・整備を図る。

(イ) 下水道・河川

a 下水道

下水道の整備については、「生活排水処理計画」に基づき、円滑な整備を促進する。

流域下水道については、加古川流域下水道の、管渠、処理場の整備の一層の推進を

図る。

公共下水道については、各処理区において、面的整備の拡大を図る。

なお、施設の整備は耐震性を考慮するとともに、施設の複数系列化による危険分散を図り、災害時にも機能するライフラインの確保を図る。

【東播都市計画区域】

公共下水道のうち、単独公共下水道で整備中の都市のうち、明石市では、4処理区とも供用開始しており、面的整備を行う。高砂市についても、4処理区（うち1処理区は流域関連公共下水道で整備）とも供用開始しており、各処理区において、面的整備の拡大を図る。

また、流域下水道については、今後の流域関連公共下水道の面的整備の進捗と整合をとりつつ、管渠、処理場の整備を図る。

雨水排水については、市街地内の水害を防止するため、その整備を進める。

【中都市計画区域】

中町生活排水処理計画に基づき下水道整備を引き続き推進し、施設の適正な維持管理に努める。

【東条都市計画区域】

東条町生活排水処理計画に基づき下水道整備を引き続き推進し、施設の適正な維持管理に努める。

【吉川都市計画区域】

吉川町生活排水処理計画に基づき下水道整備を引き続き推進し、施設の適正な維持管理に努める。

b 河川

河川については河川整備計画に基づき治水安全度の向上を図るため、河川改修を推進する。

本地域で都市化の著しい臨海部において、一級河川加古川ほかその支川及び二級河川の改修、内陸部においても治水上重要な河川の改修を引き続き促進する。また、市街化区域内については、都市の重要なオープンスペースとしての機能、景観の構成機能、延焼防止及び避難空間機能等に留意し、うるおいとふれあいのある水辺環境の形成を図りつつ、改修を促進する。

【東播都市計画区域】

本都市計画区域の西部を流れる加古川は、県を代表する清流であり、豊かな自然と川に関する歴史や文化に関わる史跡も多く残されている。

よって、加古川等の河川の改修を進めるとともに、生態系の保全を通じて、貴重な河川環境の継承に努め、同時に歴史や文化を活かした空間の整備を目指す。

また、自転車道や遊歩道等の整備と連携することにより、親水施設等水辺空間を活用した整備を図る。

さらに、災害時における延焼防止、避難空間、救援活動のための空間としての役割にも配慮しながら整備を促進する。

【中都市計画区域】

河川においては、川らしい自然環境を保全・再生することに留意し、親水空間として活用されるよう河川改修を行う。

【東条都市計画区域】

河川においては、東条川の河川改修を行う。改修にあたっては、川らしい自然環境を保全・再生することに留意し、親水空間として活用されるよう整備を行う。

【吉川都市計画区域】

河川においては、川らしい自然環境を保全・再生することに留意し、親水空間として活用されるよう河川改修を行う。

(ウ) 廃棄物処理施設等

廃棄物処理施設は、県民生活や事業活動を営む上で必要な施設として位置付けられることから、施設整備については「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、適正な設置を推進していく。なお、一般廃棄物については、域内での処理が原則とされることから、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【東播都市計画区域】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより、排出量の抑制を図りながら適切な処理を進める。

【中都市計画区域】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより排出量の抑制を図りながら、適切な処理を進める。

【東条都市計画区域】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより排出量の抑制を図りながら、適切な処理を進める。

【吉川都市計画区域】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより排出量の抑制を図りながら、適切な処理を進める。

ウ 都市景観の形成方針

播磨平野、加古川、明石海峡を中心とした海岸、浜街道といった地域の自然、歴史、文化特性を活かした魅力的な街並みの形成を図るとともに、駅前など都心部のまちの顔づくりなどをすすめて、住民が親しみと誇りと愛着をもてる、個性ある都市景観を形成する。

地域固有の美しい風景にふさわしい景観づくりを誘導していくため、各地区の特性を踏まえつつ、景観形成地区の指定や地区計画等を定めるなど、各市町において、それぞれの地域特性に応じた良好な都市景観を保全、育成又は創造する。

【東播都市計画区域】

都市景観に関する意識の啓蒙、地元組織の育成、景観に配慮した公共事業の実施、民間の建築行為に関する施策を総合的に実施する。

それぞれの市町に存在する水と緑の自然景観や歴史的建造物などの景観資源を守り育てると同時に、新たな市街地の景観形成に向けて、社町メモリアルガーデン周辺地区、明石市大久保駅南地区、高砂市堀川周辺地区、加古川市加古川駅周辺地区、東加古川駅周辺地区等を、良好な景観の形成を図るべき地区とする。そのほか、都市景観に関する条例の制定及び地区計画、美観地区、伝統的建造物群保存地区、風致地区等の関連制度の積極的な活用努める。

【中都市計画区域】

周囲を取り巻く山地、杉原川、思出川の流れといった自然景観との調和に配慮しながら、地域の歴史を生かしつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

【東条都市計画区域】

周囲を取り巻く山地や、東条川の流れといった自然景観との調和に配慮しながら、地域の歴史を生かしつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

【吉川都市計画区域】

周囲を取り巻く山地や、北谷川、美嚢川の流れといった自然景観との調和に配慮しながら、地域の歴史を生かしつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

臨海部は、市街地が急速に拡大し、相対的に都市施設の整備が立ち遅れた状態にある。一方、内陸部は、発展の可能性を有しながら、広域幹線道路等都市基盤整備が立ち遅れ、活力を充分活かしきれない状態にある。

このため、密集市街地の防災性の向上や環境改善、中心市街地の活性化など、既成市街

地の再生・再構築を重点的に進めるとともに、その周辺の新市街地等では、福祉等に配慮した市街地整備を進め、あわせて、人と人が支え合う多様なコミュニティを形成することによって、一体として、地域の特性を活かした安全で個性あるまちづくりを目指す。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、中心市街地や周辺地区の拠点となる市街地の再生・再構築、密集市街地の防災性の向上や環境改善を重点的に進める。また、既成市街地周辺等の新市街地や集落地においては、無秩序な市街化を防止し、良好な生活基盤・産業基盤の整備を進める。

法の規定に基づき別に定める都市再開発の方針については、土地利用の転換、都市機能の向上などの課題を持つ既成市街地等を計画的な再開発が必要な市街地と位置づけ、再開発の目標等について記載することとする。また、そのうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を選定し、当該地区の整備又は開発の計画の概要を記載することとする。

また、同様に法の規定に基づき、別に定める防災街区の整備の方針については、防災性の改善などの課題を持つ地区に対し、老朽木造建物比率等の指標に加えて市町の整備方針等を踏まえて、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を選定し、当該地区の整備又は開発の計画の概要を記載することとする。

なお、旧町村の中心市街地で計画的な市街地整備を図る地区については、地区計画等により都市基盤の整備を図る。

【東播都市計画区域】

明石市西二見地区や加古川市加古川駅北地区等については、駅前広場及び道路整備による、歩行者空間のネットワーク化や交通結節点整備など、交通体系の再整備とともに、住宅と公共・公益機能を擁する複合施設、商業施設等の機能の導入と高度利用を図る。

中心商業・業務地とその周辺の密集市街地については、生活機能の再生と生活道路の整備を促進する。

また、老朽木造住宅の密集している地区については、地域住民の参画と協働により不燃建築物等への建物更新を図るとともに、道路や公園等の都市基盤を整備し、居住環境の改善と防災機能の向上など、安全で安心な市街地形成を図る。

【中都市計画区域】

商店街が形成されている既成市街地においては、道路、駐車場整備などにより、良好な市街地形成を図る。

また、建ぺい率や容積率等の形態制限の適切な適用により、田園環境と調和し、快適

でゆとりある生活環境の形成を図る。

【東条都市計画区域】

既成市街地及びその周辺で市街化の進む地区において、住宅、商業施設及び公共公益施設を充実させ、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業による整備を推進する。

【吉川都市計画区域】

既成市街地の周辺で市街化の進む地区において、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業等を導入する。

また、建ぺい率や容積率等の形態制限の適切な適用により、田園環境と調和し、快適でゆとりある生活環境の形成を図る。

(6) 都市防災に関する方針

阪神・淡路大震災をはじめ過去の災害の教訓を最大限活かして、災害に強い都市づくりを推進していく必要がある。そこで、災害を未然に防止し災害時に安全を確保するため、地域防災計画と整合しつつ、以下の方針で対策を講じる。

ア 防災拠点の整備とネットワークの形成

都市災害による被害を最小限にするとともに、避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点、広域防災帯等を系統的に配置する。さらに、道路、公園、緑地、河川、下水道等を計画的に配置、整備し、ネットワーク化することにより、快適な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保し、地震、水害等の自然災害発生時の防災機能を高める。

イ 建築物の耐震・不燃化

公共建築物の耐震、不燃化を促進し、民間による耐震・耐火建築物を誘導するとともに、建築敷地内の緑化を進め、都市の不燃化及び耐震化を推進する。

ウ 避難・救援システムの確立

火災への対応、救助、救急活動、復旧活動等を円滑にするため、災害時における避難、救援システムなどの防災対策を確立する。

エ 土砂災害の防止

がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により必要に応じて宅地の使用制限、建築制限等を行うとともに、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

【東播都市計画区域】

ア 都市災害による被害を最小限にし、円滑な消火、救援、避難活動を可能とする都市の自立的な防災構造の強化を図るため、広域的な救援・復旧のための広域防災拠点の整備を推進する。本都市計画区域においては、臨海部には、「明石海浜公園」及び「日岡山

公園」、内陸部には「播磨中央公園」及び「三木総合防災公園」を設置し、「三木総合防災公園」については、県の防災センター機能を持ち、県下の他の広域防災拠点を支援する「三木全県広域防災拠点」として整備を推進する。

イ 大震災時に同時多発する火災や強風による大火に対し、延焼遮断空間、避難路として機能する「広域防災帯」として、加古川、明石川等を整備し、市街地をブロック化する。さらに、ブロック内の道路等の公共施設を軸として、沿道建築物の不燃化や緑化を推進し、延焼遮断効果の強化を図る。

ウ 緑地や広域防災帯によりブロック化された市街地に、地域の救援・復旧活動の拠点となる「地域防災拠点」を、幹線道路等との接続性等に配慮して整備する。

エ 医療、福祉、学校等の公共公益施設との相互の連携により、平常時にはコミュニティ活動の拠点となり、災害時には地区の防災拠点となる公園・緑地等のオープンスペースの整備を進める。

オ ライフラインの信頼性の向上のため、主要幹線道路等において、電線類の地中化及び上下水道耐震性の強化を図るとともに、代替機能を有した道路交通等のネットワーク化を検討する。なお、情報通信基盤の整備にあたっては、多様な通信手段の確保を図るとともに、光ファイバー網の整備を促進するなど、情報通信システムの高度化を推進する。

カ 河川について、大雨時における、河川の氾濫への対策として緊急度に応じた改修、整備を進める。また、土砂災害危険箇所では緊急度に応じた砂防関係事業を進める。

【中都市計画区域】

災害に強い都市構造の形成に向け、自然の利活用による防災機能を備えたゆとり空間の創出、及び道路交通等のアクセスの多重性の確保に努めるとともに、建築物や上下水道などの耐震化を図る。

河川について、大雨時における河川の氾濫への対策として、緊急度に応じた改修・整備を進める。土砂災害危険箇所では、緊急度に応じた砂防関係事業を進める。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的な誘導を行う。

【東条都市計画区域】

災害に強い都市構造の形成に向け、自然の利活用による防災機能を備えたゆとり空間の創出、及び道路交通等のアクセスの多重性の確保に努めるとともに、建築物や上下水道などの耐震化を図る。

河川について、大雨時における河川の氾濫への対策として、緊急度に応じた改修・整備を進める。土砂災害危険箇所では緊急度に応じた砂防関係事業を進める。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的な誘導を行う。

【吉川都市計画区域】

災害に強い都市構造の形成に向け、自然の利活用による防災機能を備えたゆとり空間の創出、及び道路交通等のアクセスの多重性の確保に努めるとともに、建築物や上下水道などの耐震化を図る。

河川について、大雨時における河川の氾濫への対策として、緊急度に応じた改修・整備を進める。土砂災害危険箇所では、緊急度に応じた砂防関係事業を進める。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的な誘導を行う

5 主要な都市計画等の指針

基本の方針を踏まえ、社会基盤整備プログラム及び市町の都市計画に関する基本的な方針等に基づく計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

【東播都市計画区域】

(1) 土地利用に関する都市計画等の指針

三木市の西自由が丘2丁目地区(1.3ha)において、計画的な市街地整備の見通しがある区域として、主に住宅市街地として整備を図る。

また、加古川市神野台地区、三木市の三木東地区、並びに稲美町下草谷・草谷地区等については、事業計画が具体化し、関係機関等との調整を了した段階で整備を図る。

(2) 都市交通に関する整備の指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な交通施設は次のとおりとする。

ア 道路

【東播都市計画区域】

・自動車専用道路

路線名・工区名	事業箇所	概要
東播磨南北道路	加古川市野口町～小野市池尻町	L=12,500m W=19.75m 新設

・主要幹線道路、幹線道路

路線名・工区名	事業箇所	概要
(国)2号	明石市和坂	L=2,000m W=18.0～29.0m 現道拡幅
(国)2号	明石市硯町～大明石町	L=600m W=27m 現道拡幅

(国)2号 (加古川バイパス)	高砂市阿弥陀町～明石市魚住町	L=12,500m W=50m 改良整備
(国)2号(大町橋)	明石市大久保町	L=16m W=18.0m 橋梁架換
(国)2号(帝釈橋)	明石市魚住町清水	L=19m W=18.0m 橋梁架換(河川改修関連)
(国)2号(幣塚橋)	明石市魚住町清水	L=23m W=18.0m 橋梁架換(河川改修関連)
(国)175号	西脇市上戸田～多可郡境	L=4,500m W=60.8m 西脇北バイパス
(都)朝霧二見線	明石市新明町	L=404m W=20m 現道拡幅
(都)朝霧二見線	明石市・中八木工区	L=120m W=16m 現道拡幅
(都)朝霧二見線	明石市大久保町谷八木	L=800m W=16m 現道拡幅
(都)朝霧二見線	明石市藤江	L=900m W=16m 現道拡幅
(都)黒橋線	明石市東人丸町	L=536m W=16m 立体交差
(都)加古川別府港線	加古川市寺家町工区・河原工区	L=442m W=30m 現道拡幅
(都)加古川別府港線	加古川市粟津工区	L=657m W=22m 現道拡幅
(都)加古川別府港線	加古川市木村工区	L=290m W=22m 現道拡幅
(都)加古川別府港線	加古川市中津工区	L=500m W=20m 現道拡幅
(主)高砂北条線	加古川市東神吉町～西神吉町	L=2,680m W=25.0m バイパス
(主)高砂北条線	加古川市西神吉町宮前～志方町 投松	L=800m W=25.0m 現道拡幅
(主)高砂北条線	加古川市志方町投松～加古川北 インターチェンジ	L=4,500m W=25.0m バイパス
(都)尾上小野線	加古川市野口町良野 国道2号～加古川中央線	L=900m W=30m バイパス
(主)神戸加古川姫路 線	加古川市平荘町山角	L=600m W=11.0m 現道拡幅
(主)加古川小野線	加古川市野口町坂元 国道2号～加古川バイパス	L=800m W=30.0m バイパス
(市)加古川中部幹線	加古川市野口町坂元～神野町福	L=3,300m W=11.25m×2車

	留	バイパス
(都)中津水足線・神吉中津線	加古川右岸～平野神野線	L=1,500m W=20m バイパス(新加古川橋梁)
(都)平野神野線	加古川バイパス～中津水足線	L=481m W=22m 現道拡幅
(都)河原間形線	加古川駅北土地区画整理事業区域	L=600m W=25m バイパス
(国)427号	西脇市下戸田	L=550m W=18.5m 現道拡幅、交差点改良
(主)西脇(停)線	西脇市西脇	L=550m W=18.5m 現道拡幅
(都)西脇上戸田線	西脇市西脇	L=360m W=18m 現道拡幅
(主)西脇篠山線	西脇市上比延町	L=650m W=11.0m 現道拡幅
(主)西脇篠山線	西脇市住吉町	L=500m W=11.0m 現道拡幅
(主)西脇三田線	岩井橋 西脇市板波町	L=64m W=12.0m 橋梁架換
(主)西脇八千代市川線	芳田橋 西脇市明楽寺町	L=65m W=15.5m 橋梁架換
(主)加古川三田線	豊地橋 三木市細川町豊地	L=20m W=10.0m 橋梁架換
(主)加古川三田線	三木市本町	L=400m W=16.0m バイパス
(主)加古川三田線	長久橋 三木市久留美	L=45m W=7.0m 橋梁架換
(主)神戸三木線	三木市福井	L=700m W=25.0m バイパス
(主)平野三木線	三木市志染町	L=3,100m W=26.0m バイパス
(主)神戸社線	三木市志染町御坂～大谷	L=900m W=26.0m 現道拡幅
(都)三木中央線	三木市末広	L=342m W=16m 現道拡幅、交差点改良
(主)三木三田線 (仮)志染バイパス	三木市大塚～志染町窟屋	L=4,150m W=16.0～17.0m バイパス
(主)三木三田線 (仮)志染バイパス	三木市志染町窟屋～戸田	L=2,800m W=17.0m バイパス
(主)神戸社線	三木市細川町増田～大柿	L=1,260m W=8.75m 現道拡幅、交差点改良

(主)神戸社線	三木市志染町大谷～細川町垂穂	L=1,900m W=12.0～16.0m 現道拡幅
(主)神戸社線	三木市口吉川町桃坂	L=980m W=10.0m 現道拡幅
(都)沖浜平津線	高砂市米田町(古新工区)	L=735m W=30m 現道拡幅
(国)250号(住吉橋)	高砂市曾根町	L=36.6m W=8.0m 橋梁拡幅
(都)沖浜平津線	高砂市荒井町(南工区)	L=866m W=30m バイパス
(都)沖浜平津線	高砂市荒井町(小松原工区)	L=659m W=30m 現道拡幅
(都)高須松村線	高砂市梅井	L=750m W=25m バイパス
(都)大塩曾根線	高砂市北浜町	L=1,060m W=25m バイパス
(都)農人町線	高砂市高砂町	L=189m W=15m 現道拡幅
(主)小野藍本線	小野市池田町～東条町松沢	L=1,150m W=11.0m バイパス
(主)神戸社線	小野市福住町	L=1,380m W=11.0m 現道拡幅
(主)神戸社線	小野市中谷町	L=1,000m W=11.0m バイパス
(主)小野香寺線	小野市下来住町	L=1,300m W=10.5m バイパス
(市)新都市中央線	小野市市場町	L=2,300m W=18.0m バイパス
(主)三木山崎線	加西市畑町	L=720m W=12.0m 現道拡幅
(主)三木山崎線	加西市北条町東高室～南町	L=550m W=12.0m バイパス
(主)三木山崎線	加西市西谷町	L=1,200m W=10.0m 現道拡幅
(主)中北条線	加西市別所町	L=520m W=11.0m 現道拡幅
(主)高砂加古川加西線	加西市網引町～栄町	L=702m W=11.0m 現道拡幅
(都)三木山崎線	加西市北条町北条(東・西工区)	L=908m W=21m バイパス
(都)三木山崎線	加西市北条町北条(宮前工区)	L=550m W=16m

		現道拡幅
(主)高砂加古川加西線	加西市繁昌町	L=1,000m W=10.0m 現道拡幅、交差点改良
(-)玉野倉谷線 (加西中央幹線)	加西市三口町	L=1,400m W=25.0m バイパス
(主)小野香寺線	加西市西長町	L=1,850m W=9.25m 現道拡幅
(主)宗佐土山線	稲美町国岡(国岡ハ ^ス イ ^ス)	L=450m W=25.0m バイパス
(主)宗佐土山線	稲美町天満~国安(天満ハ ^ス イ ^ス)	L=800m W=25.0m バイパス
(主)宗佐土山線	稲美町六分一	L=1,160m W=25.0m 現道拡幅
(都)二見稲美三木線	稲美町国安	L=510m W=25m バイパス
(国)372号 (野村河高バイパス)	社町田中~滝野町河高	L=2,290m W=17.0m バイパス、交差点改良
(国)372号	社町木梨~田中	L=2,800m W=16.0m バイパス、交差点改良

・鉄道との立体交差化

路線名等	事業箇所	概要
J R 山陽本線等連続立体交差	J R 加古川駅周辺	L=2,377m(山陽本線) L=953m(加古川線)
山陽電鉄本線連続立体交差	明石川~林崎松江海岸駅	L=1,891m(山電高架2期)

【中都市計画区域】

・主要幹線、幹線道路

路線名・工区名	事業箇所	概要
(国)427号	中町曾我井	L=1,760m W=17.0m バイパス

【東条市計画区域】

・主要幹線、幹線道路

路線名・工区名	事業箇所	概要
(主)小野藍本線	東条町天神	L=580m W=16.0m

		バイパス（第1工区）
（主）小野藍本線	東条町天神	L=90m W=16.0m バイパス（第2工区）
（主）小野藍本線	東条町袴鹿谷	L=550m W=14.0m バイパス（第3工区）
（主）小野藍本線	袴鹿谷橋 東条町袴鹿谷	L=48m W=14.0m 橋梁新設
（主）小野藍本線	東条町厚利	L=700m W=11.0m 現道拡幅
（主）小野藍本線	小野市池田町～東条町松沢	L=1,150m W=11.0m バイパス
（主）神戸社線	東条町大畑	L=600m W=10.0m 現道拡幅

【吉川市計画区域】

・主要幹線、幹線道路

路線名・工区名	事業箇所	概要
（主）西脇三田線	吉川町大沢	L=230m W=11.0m 現道拡幅
（主）西脇三田線	吉川町渡瀬	L=940m W=11.2m バイパス

イ 駅前広場（及び駅舎橋上化・自由通路）

【東播都市計画区域】

路線名等	事業箇所	概要
（JR魚住駅） （都）魚住駅前線 （都）魚住駅南線 （都）魚住駅歩行者道	明石市魚住町	魚住駅前広場 面積約2,300m ² 魚住駅南広場 面積約1,900m ² 自由通路 L=49m W=5m（駅舎 橋上化）
（山陽電鉄西新町 駅） （都）大坪線	明石市西新町	西新町駅前広場 面積約4,700m ²
（JR加古川駅） （都）加古川駅北線	加古川市加古川町	JR加古川駅前広場(北) 面積約5,000m ²
（JR東加古川駅） （都）新在家高畑線 （都）東加古川駅前線	加古川市平岡町	JR東加古川駅前広場(北) 面積約4,000m ² JR東加古川駅前広場(南) 面積約2,400m ² （拡張予定） 自由通路 L=45m W=6m（駅舎

		橋上化)
(JR土山駅) (都)土山新島線	播磨町野添	土山駅前南広場 面積約4,000m ² 自由通路 L=39m W=6m (駅舎 橋上化)
(山陽電鉄西二見 駅) (都)西二見駅南線	明石市二見町	西二見駅南広場 面積約3,080m ²

ウ 鉄道

【東播都市計画区域】

路線名等	事業箇所	概要
JR加古川線	加古川駅～谷川駅	L=48.5km (鉄道電化)

エ 港湾(海上交通)

【東播都市計画区域】

名称	事業箇所	概要
東播磨港	東二見地区	道路(4) L=500m
東播磨港	東二見地区	橋梁(改良)1基

(3) 都市環境に関する整備の指針

ア 公園・緑地

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園緑地等は次のとおりとする。

【東播都市計画区域】

事業種別	名称	事業箇所
公園	わかば公園	明石市大久保
公園	尾上公園	加古川市尾上町池田
公園	権現総合公園	加古川志方野尻町、平荘町中山
公園	三木総合防災公園	三木市志染町御坂、三津田、窟屋
公園	(仮)竜の森公園	小野市河合中町
公園	稲美中央公園	稲美町
公園	城ノ池公園	稲美町
公園	国安小池公園	稲美町
公園	国岡東公園	稲美町
公園	国安中公園	稲美町
公園	国安皿池東公園	稲美町
公園	国安追星公園	稲美町
公園	播磨中央公園	滝野町、上滝野、下滝野、河高

公園	社中央公園	社町社
緑地	東外港地区（明石港）	明石市
緑地	荒井地区（東播磨港）	高砂市
緑地	加古川上流河川敷緑地	西脇市
広場	交流広場	西脇市坂本地内

【吉川都市計画区域】

事業種別	名 称	事業箇所
公園	吉川総合公園	吉川町西奥

イ 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川は次のとおりとする。

【東播都市計画区域】

事業種別	施設名	事業箇所
流域下水道	加古川上流流域下水道	小野市黍田町他
流域下水道	加古川下流流域下水道	加古川市尾上町他
公共下水道	明石市公共下水道	明石市
公共下水道	加古川市公共下水道	加古川市
公共下水道	西脇市公共下水道	西脇市
公共下水道	三木市公共下水道	三木市
公共下水道	高砂市公共下水道	高砂市
公共下水道	小野市公共下水道	小野市
公共下水道	加西市公共下水道	加西市
公共下水道	稲美町公共下水道	稲美町
公共下水道	播磨町公共下水道	播磨町
公共下水道	社町公共下水道	社町
公共下水道	滝野町公共下水道	滝野町
河川	(二) 谷八木川	明石市大久保町
河川	(一) 水田川	播磨町(上流工区)
河川	(一) 別府川	加古川市野口町～神野町
河川	(一) 草谷川	加古川市八幡町
河川	(二) 喜瀬川	播磨町野添(山電)～加古川市平岡町(新川池)
河川	(二) 法華山谷川	高砂市荒井町(山電)～米田町(石山橋)
河川	(二) 明石川(高潮対策)	明石市大観町～茶園場町
河川	(二) 瀬戸川	明石市魚住町西岡(山電)～魚住町清水(国道2号)
河川	(一) 水田川	播磨町～加古川市

河川	(一)曇川	加古川市神野町
河川	(一)加古川	西脇市(西脇工区)
河川	(一)金剛寺谷川	三木市平田～別所町和田
河川	(一)志染川	三木市志染町安福田
河川	(一)志染川	三木市志染町三津田
河川	(一)前谷川	小野市下来住町
河川	(一)万勝寺川	小野市大島町落合橋～重井橋
河川	(一)東条川	小野市(小野工区)
河川	(一)千鳥川	社町家原～三草
河川	(一)野間川	西脇市(西脇工区)
河川	(一)杉原川	西脇市(西脇工区)

【中都市計画区域】

事業種別	名称	事業箇所
河川	安田川	中町西安田
河川	思出川	中町間子
公共下水道	中町公共下水道	中町

【東条都市計画区域】

事業種別	名称	事業箇所
河川	大谷川	東条町新定
河川	東条川	東条町倚鹿谷
公共下水道	東条町公共下水道	東条町

【吉川都市計画区域】

事業種別	名称	事業箇所
公共下水道	吉川町公共下水道	吉川町

ウ 廃棄物処理施設等

おおむね10年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設等は次のとおりとする。

【東播都市計画区域】

事業種別	名称	事業箇所
火葬場	西脇多可広域火葬場	西脇市津万地区
火葬場	三木市斎場	三木市福井字三木山

エ 都市景観の形成

おおむね10年以内に整備を予定している主な景観形成事業は次のとおりとする。

【東播都市計画区域】

事業種別	地区名	事業箇所
景観形成地区	J R 加古川駅周辺地区	加古川市加古川町（J R 加古川駅周辺）
景観形成地区	社町メモリアルガーデン地区	社町社他

(4) 市街地整備に関する整備の指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等は次のとおりとする。

【東播都市計画区域】

事業種別	地区名	地区面積(ha)	事業箇所
公的開発	ひょうご情報公園都市	109.1	三木市
公的開発	三木東	-	三木市
土地区画整理事業	大久保駅前地区	35.3	明石市
土地区画整理事業	西二見地区	24.1	明石市
土地区画整理事業	西脇地区	25.6	明石市
土地区画整理事業	鳥羽新田南地区	20.0	明石市
土地区画整理事業	中之番地区	4.1	明石市
土地区画整理事業	朝霧駅前地区	6.0	明石市
土地区画整理事業	鳥羽新田地区	19.4	明石市
土地区画整理事業	弁財天地区	36.5	明石市
土地区画整理事業	鳥羽地区	44.2	明石市
土地区画整理事業	福田地区	5.1	明石市
土地区画整理事業	福田西地区	2.1	明石市
土地区画整理事業	谷八木地区	8.3	明石市
土地区画整理事業	大久保北地区	6.2	明石市
土地区画整理事業	松陰地区	5.2	明石市
土地区画整理事業	加古川駅北地区	24.6	加古川市
土地区画整理事業	神野南地区	19.3	加古川市
土地区画整理事業	坂元・野口地区	23.4	加古川市
土地区画整理事業	養田東地区	6.4	加古川市
土地区画整理事業	志方中央地区	19.3	加古川市
土地区画整理事業	加古川駅前地区	6.3	加古川市
土地区画整理事業	新野辺南地区	19.8	加古川市
土地区画整理事業	新野辺西部地区	9.7	加古川市
土地区画整理事業	神野台団地	-	加古川市
土地区画整理事業	高田井地区	17.1	西脇市
土地区画整理事業	野村グリーンヒル地区	21.9	西脇市

土地区画整理事業	西脇地区	12.0	西脇市
土地区画整理事業	平田地区	9.9	三木市
土地区画整理事業	三木北部地区	13.7	三木市
土地区画整理事業	大村南部地区	7.4	三木市
土地区画整理事業	小松原地区	12.0	高砂市
土地区画整理事業	青池地区	12.6	高砂市
土地区画整理事業	王子南地区	9.0	小野市
土地区画整理事業	国安地区	26.3	稲美町
土地区画整理事業	下草谷・草谷地区	-	稲美町
土地区画整理事業	国岡東部地区	35.3	稲美町
土地区画整理事業	国岡西部地区	6.6	稲美町
土地区画整理事業	菊徳地区	7.6	稲美町
土地区画整理事業	古宮北地区	26.0	播磨町
市街地再開発事業	人丸前駅前地区	0.49	明石市
市街地再開発事業	本町地区	0.34	明石市
民間開発	西自由が丘2丁目	1.3	三木市

【東条播都市計画区域】

事業種別	名 称	事業箇所
土地区画整理事業	天神東地区	東条町天神
土地区画整理事業	南山地区	東条町南山

(5) 都市防災に関する整備の指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設は次のとおりとする。

【東播都市計画区域】

事業種別	名 称	事業箇所
防災拠点 (再掲)	三木総合防災公園	三木市志染町御坂、三津田、窟屋
砂防	北山	高砂市阿弥陀町北山
砂防	畑川	加古川市志方町畑
急傾斜地崩壊対策	塩市地区	高砂市米田町塩市
急傾斜地崩壊対策	西朝霧丘地区	明石市北朝霧丘
砂防	(砂)八幡谷川	三木市福井3丁目福井谷(1)
砂防	(砂)八幡谷川	三木市福井3丁目福井谷(2)
急傾斜地崩壊対策	下若井地区	加西市下若井町
急傾斜地崩壊対策	殿原地区(1)	加西市殿原町
公園	八木遺跡公園	明石市大久保町
公園	松江公園	明石市松江

【中都市計画区域】

事業種別	名 称	事業箇所
砂防	曾我井大谷川	中町曾我井

【吉川都市計画区域】

事業種別	名 称	事業箇所
砂防	吉川川	吉川町豊岡

【主な意見等】

委員から、市町合併後の都市計画区域マスタープランの扱いについて質問があった。

委員から、加西中央幹線の必要性と貴重な動物の保護対策について質問があった。

【採決の結果】

第5～8号議案：原案どおり可決

第9号議案：東播都市計画区域区分の変更

【議案の説明】

本都市計画区域は、昭和46年に当初の区域区分の決定を行い、これまで昭和55年、昭和60年、平成3年及び平成10年に全体見直しを行った。

その後の社会経済情勢の変化、21世紀兵庫長期ビジョンの策定などを踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、第5回の全体見直しを行う。

市街化区域への編入は「既に市街地を形成している区域」または「開発計画等による計画的な市街地整備が確実に行われる区域」とし、「市街化調整区域内で計画的な整備、開発の見通しのある区域で土地需要の高まりが著しい区域」については、条件が整った時点で随時市街化区域に編入する。

今回の線引き見直しでは、現在、兵庫県により計画的な新市街地整備が実施されているひょうご情報公園都市のうち約109ha、また、卸団地が整備されているとともに東播南北道路の事業が確定した加古川卸団地地区の約10ha等を市街化区域に編入するものである。

〔概要〕

東播都市計画区域	約 61,299ha
現行市街化区域	約 14,478ha
今回追加面積（20箇所）	約 144ha
今回除外面積（3箇所）	約 1ha
変更後市街化区域	約 14,621ha

【採決の結果】

原案どおり可決

第 10 号議案：東播都市計画都市再開発の方針の変更

【議案の説明】

1 見直しにあたっての経緯等

- ・ 改正都計法により、いままで「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されていた都市再開発方針が、別に都市計画として定められることとされた（法 7 条の 2）。
- ・ 改正都市再開発法附則に、「整開保に記載されていた都市再開発方針の部分を改正法による都市再開発の方針と見なす」旨の規定が置かれているが、県都計審の答申に従い必要な見直しを行い、新たな都市計画として定める。
- ・ 見直し時期については、附則のとおり法的に期限が切られているものではないが、都市マスの決定にあわせて行う。

2 制度の趣旨

市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、人口集中の特に著しい大都市を含む都市計画区域やそれ以外の都市計画区域において以下の方針を定める。

- （ 1 ）計画的な再開発が必要な市街地に係る、再開発の目標並びに当該市街地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- （ 2 ）これらの市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発をすべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

3 都市再開発の方針の策定（見直し）方針

今回の策定（見直し）については、現在策定済みの都計区域を対象に、事業の進捗や社会状況の変化等を踏まえた区域の追加変更等を行う。

（ 3 ）策定内容

現在と同様に、以下の内容（地区等）を定める。

地区等名	地区の概念	定める内容
計画的な再開発が必要な市街地	計画的な再開発が必要な市街地	・ 概ねの位置 ・ 再開発の目標 ・ 土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新等に関する方針
特に整備効果が大いいと予想される地域	「計画的な再開発が必要な市街地」のうち、当該地区	・ 概ねの位置

(戦略的地区)	の再開発が「計画的な再開発が必要な市街地」の再開発の目標及び実現を図るうえで、効果が特に大きいと予想される地区	
特に整備課題の集中が見られる地域 (要整備地区)	「計画的な再開発が必要な市街地」のうち、整備課題の集中が見られる地区	・概ねの位置
特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (2項地区)	「計画的な再開発が必要な市街地」のうち、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (事業実施の具体性があるもの)	・区域 ・整備の主たる目標 ・整備又は開発の計画の概要

(2) 各地区等の選定

「計画的な再開発が必要な市街地」の選定

ア 原則として、現行方針と同様に当初の線引き（市街化区域と市街化調整区域の区分）のベースとなった昭和45年国勢調査における人口集中地区（45DID）を基本とし、計画的な再開発が必要な一団の市街地を選定する。

45DIDをベースとするのは、それ以降に人口集中（市街化）したエリアについては、都市計画法の開発許可等の規定により、一定の制限のもとで計画的に街づくりが行われてきているためである。しかし、計画的な街づくりがなされたところ（開発団地等）であっても、社会情勢やライフスタイルの変化等により、土地利用転換等の再開発（再整備）が必要とされる場合もあり得る。従って、45DIDをベースとしつつ、必要な場合はそれ以外のエリアも指定する。

イ 概ねの位置を示すこととするが、原則として、道路、鉄軌道、河川等明確な地形、地物により行う。

「特に整備効果が大きいと予想される地域（戦略的地区）」の選定

ア 戦略的地区は、鉄道主要駅周辺等、都市構造上、拠点を形成すべき位置にあり、当該地区の再開発の事業効果、波及効果が大きいと予想される地区を選定する。

イ 概ねの位置を示し、必ずしも地形地物、幅取り等の方法によらない。

「特に整備課題の集中が見られる地域（要整備地区）」の選定

ア 要整備地区は、戦略的地区以外で公共公益施設の整備状況、土地利用及び建物現況等、市街地の現況診断により、住工混在、老朽住宅の密集、公共施設の不足、身近な商業施設の減少などの整備課題の集中が見られる地区を選定する。

イ 概ねの位置を示し、必ずしも地形地物、幅取り等の方法によらない。

- 「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（２項地区）」の選定
- ア 「戦略的地区」及び「要整備地区」として選定された地区のうち、原則として、面的な整備事業実施の具体性がある地区を選定する。なお、当該地区内で行われることとなる市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業等の面的整備事業と都市施設の整備等の整合に十分配慮する。
- イ ２項地区として最終的に選定された地区は、「戦略的地区」及び「要整備地区」から除外する。
- ウ ２項地区の範囲は、事業実施地区と周辺地域との一体的なまちづくりに配慮して、原則として、公共施設等により区画された適正な街区群となるよう選定し、区域を明示する。

4 計画の概要

「計画的な再開発が必要な市街地」、「２項地区」の面積等の変更については、以下のとおり。

	計画的な再開発が必要な市街地	２項地区
現行	14 地域 1,788ha	13 地区 166.7ha
今回案	14 地域 1,758ha	10 地区 120.3ha

新規又は区域の拡大を伴うもの無し。

【採決の結果】

原案どおり可決

第 11 号議案:東播都市計画防災街区の整備の方針の変更

【議案の説明】

1 見直しにあたっての経緯等

- 改正都計法により、いままで「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されていた防災再開発方針が、別に都市計画として定めることとされた（法 7 条の 2）。
- 改正密集法附則に「整開保に記載されていた防災再開発方針の部分を改正法による防災再開発の方針と見なす」旨の規定が置かれているが、県都計審の答申に従い必要な見直しを行い、新たな都市計画として定める。
- 見直し時期については、附則のとおり法的に期限が切られているものでないが、都市マスの決定にあわせて行う。
- 公聴会までの手続きでは、「防災再開発の方針」という名称で進めてきたが、密集法の改正（12 月 19 日施行）により、名称が「防災街区の整備の方針」に変更された。

2 制度の趣旨

密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的

かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにする。

3 防災街区の整備の方針の策定（見直し）方針

今回の策定（見直し）については、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化（合意状況）等を踏まえた区域の追加等を行う。

（１）策定内容

現在と同様に、「防災再開発促進地区」を定めるとともに、「課題地域」を新たに位置づける。

地区等名	地区の概念	定める内容
防災再開発促進地区	防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区 （事業実施の具体性があり、住民のまちづくりへの参画が得られるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・区域 ・再開発、整備等の主たる目標 ・防災街区の整備に関する基本的方針その他土地利用計画の概要 ・都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針 ・建築物の更新の方針
課題地域	防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域	<ul style="list-style-type: none"> ・概ねの位置 ・整備課題の概要

（４）各地区等の選定

防災再開発促進地区の選定

ア H10年の当初選定作業時に、建物倒壊危険度、火災延焼危険度等の指標を用いて「災害危険度の高い密集市街地」を抽出済み。候補地のうち、事業の実施状況、住民の防災まちづくりへの意識等を勘案して地区を選定する。

イ 既に整備を終えた地区については、削除又は区域を縮小する。

課題地域の選定

ア 候補地のうち、防災再開発促進地区として指定するまでには至らないが、密集市街地としての課題を持ち、今後、優先的に課題の解決に向けて地区住民の合意形成等を図りながら密集市街地の整備、改善に努める必要がある地域を選定する。

イ 概ねの位置と整備課題の概要を示す。

4 計画の概要

(1) 防災再開発促進地区、課題地域の面積等の変更については、以下のとおり。

	防災再開発促進地区	課題地域
現行	1地区 面積記載なし	(概念なし)
今回案	2地区 25.9ha	8地域

(2) 防災再開発促進地区で新規又は区域拡大を伴うものは、以下のとおり。

(新規地区)

A-1	大蔵地区	密集事業の整備計画策定区域
-----	------	---------------

[採決の結果]

原案どおり可決

第12号議案:神戸国際港都建設計画道路の変更

(1.4.2号都市高速道路2号線ほか1路線の変更)

第13号議案:阪神間都市計画道路の変更(1.4.5号高速北西宮線ほか3路線の変更)

第12・13号議案は関連案件のため一括審議

[議案の説明]

[神戸国際港都建設計画道路の変更]

都市高速道路2号線(阪神高速道路神戸山手線)は、神戸市西部から既成市街地へのアクセス向上や一般道路の渋滞緩和等を目的として、昭和47年9月に白川南ランプから神戸長田ランプ間を都市計画決定し、その後、平成2年11月に阪神高速道路の北神戸線や神戸線等とのネットワーク形成を図るため、北伸部及び南伸部を追加する都市計画変更を行った。

一方、北神戸線(阪神高速道路北神戸線)は、西北神の広域的な道路ネットワーク形成や一般道路の渋滞緩和等を目的として、昭和49年6月に第二神明道路の伊川谷ジャンクションから有馬口ランプ間を都市計画決定し、その後、平成5年1月に中国縦貫自動車道とのネットワーク形成を図るため、有馬口ランプから中国縦貫自動車道の西宮山口ジャンクション間を追加する都市計画変更を行った。

今回、道路交通の円滑化、安全性の確保等を図るため、都市高速道路2号線の白川ジャンクションから神戸長田ランプ間、北神戸線の有馬口ランプから西宮山口ジャンクション間及び同路線のからと東ランプについて、道路の区域や構造を変更するものである。

[概要]

1.4.2号 都市高速道路2号線 (4車線) 延長約9,450m(区域、構造の変更)

1.4.3号 北神戸線 (4車線) 延長約 27,820m (区域、構造の変更)

[阪神間都市計画道路の変更]

高速北西宮線(阪神高速道路北神戸線)は、自動車専用道路のネットワークを形成し、阪神間北部地域の交通需要に対処するとともに、西宮市山口町における交通の利便性及び都市機能の向上を図るため、平成5年1月に都市計画決定を行った。

また、高速北西宮線とのアクセス機能を確保するとともに、山口町における幹線道路のネットワークを形成するため、金仙寺線の都市計画決定、国道176号線及び山口南幹線の都市計画変更を同時に行った。

今回、安全性の確保、経済性、施工性等の観点から、高速北西宮線・金仙寺線の全区間及び、国道176号線・山口南幹線道路の一部区間について、道路の区域や構造を変更するものである。

[概要]

1.4.5号 高速北西宮線 (4車線) 延長約 4,810m (区域、構造等の変更)

3.3.5号 国道176号線(4車線) 延長約 20,480m (区域の変更)

3.2.150号 山口南幹線 (4車線) 延長約 1,850m (区域の変更)

3.5.167号 金仙寺線 (2車線) 延長約 650m (区域の変更)

[主な意見等]

委員から、阪神高速湾岸線に接続予定の道路の変更については反対するとの意見があった。

[採決の結果]

第12・13号議案:原案どおり可決

都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について(中間報告)

[説明]

1 見直し対象区域及び対象道路の種別

対象区域: 県下の都市計画道路が存在する50市町(別途見直し中の神戸市除く)とすることが適切である。

対象道路の種別: 幹線街路とすることが適切である。

(自動車専用道路、区画街路及び歩行者専用道路などの特殊街路は除く。)

2 都市計画道路網の現状と課題

現状: 県内(神戸市除く)の都市計画道路の現状(H15年3月現在)

計画決定されている幹線街路の延長は約1,870kmで、その内約1,260kmが整備済、残り約610kmが未整備となっている。未整備区間の約6割に当たる約340kmが、都市計画決定してから30年以上経過し、今後10年以内に事業実施予定のない区間である。

未整備区間[460km](10年以内事業化予定区間除く)に対する県及び市町の考え方

[県及び市町による「第一次都市計画道路網調査」結果より]

	必要で有り課題無し	必要であるが課題有り	必要性に変化が生じた
区間数	160 (36%)	231 (51%)	57 (13%)
延長(km)	170 (37%)	230 (50%)	60 (13%)

「道路は必要ではあるが何らかの課題を抱えている」或いは「道路の必要性そのものに変化が生じている」と考えられる区間が約6割も存在し、見直しの必要性は十分窺える。

「未整備区間」の主要な課題

- ・社会情勢の変化：歴史的町並み景観への支障。まちづくり方針との齟齬。
- ・交通機能面の変化：代替道路の整備。将来交通需要の増減。
- ・他事業等との調整：面的整備事業等他事業との調整。隣接市町の計画との齟齬。
- ・その他：支障物件が多。等

3 見直しの進め方

見直し対象区間

- ・今回の見直しは、何らかの課題を抱えている 288 区間 (290km) を対象に検討を進めることが適切である。
- ・課題の無い 160 区間 (170km) の中でも、交通量推計結果から車線数の見直しが必要と判断される区間等については、適宜検討対象に加える必要がある。

道路の必要性検証

- ・都市計画道路の見直し際は、先ず、見直し対象区間毎に必要性の検証を行うべきである。
- ・検証にあたっては、「必要性検証チェックシート」を作成し、検証する理由等を整理するとともに、道路密度や道路の機能等を指標として検証することが適切である。

見直しの方向

- ・課題のある区間について、「見直しフロー図」(別紙2参照)に基づき、チェックシートにより必要性を検証した上で、「廃止」or「存続」の方向性を判断すべきである。
- ・さらに、「存続」の場合は、それぞれの課題に対応すべく「車線数の見直し」や「ルート、幅員等の変更」等の見直しの方向を見定めるべきである。
- ・都市計画道路網の見直しは今回限りでは無く、今後とも、時代の変化に即応しながら適宜進めていく必要がある。

[主な意見等]

委員から、パブリック・コメントを実施する際には、周知期間、意見聴取期間を十分とるよう意見があった。

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078-362-3587

なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、3月下旬には同センターにおいて閲覧することができます。